

目 次

◎総則

【資料】第1. 1 「吉川市防災会議条例」	1
【資料】第1. 2 「災害時応援協定等一覧」	2

◎震災対策計画

【資料】第2. 1 「防災行政無線整備一覧」	12
【資料】第2. 2 「吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況」	15
【資料】第2. 3 「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」	16
【資料】第2. 4 「吉川市消防団の団員、機械器具置場、消防自動車等の現況」	18
【資料】第2. 5 「(一社)吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会名簿」	19
【資料】第2. 6 「緊急通行車両等の確認事務処理要領」	21
【資料】第2. 7 「応急仮設住宅建設適地一覧」	28
【資料】第2. 8 「火葬場」	29
【資料】第2. 9 「自主防災組織一覧」	30
【資料】第2. 10 「吉川市自主防災組織助成要綱」	31
【資料】第2. 11 「吉川市災害対策本部条例」	36
【資料】第2. 12 「防災関係機関一覧」	37
【資料】第2. 13 「応急対策活動の応援協力事業所」	39
【資料】第2. 14 「災害援助基準」	40
【資料】第2. 15 「広報文例」	44
【資料】第2. 16 「トリアージタグ」	51
【資料】第2. 17 「災害救助法事務手順」	52
【資料】第2. 18 「吉川市被災建築物応急危険度判定要綱」	55
【資料】第2. 19 「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」	59
【資料】第2. 20 「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」	62
【資料】第2. 21 「応急仮設住宅設置要領(埼玉県)」	64
【資料】第2. 22 「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例」	66
【資料】第2. 23 「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」	69
【資料】第2. 24 「住宅復興資金」	72
【資料】第2. 25 「被災農林漁業関係者への融資制度」	73
【資料】第2. 26 「被災中小企業への融資制度」	74
【資料】第2. 27 「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針(埼玉県)」	75

◎風水害対策計画

【資料】第3. 1 「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」	77
【資料】第3. 2 「本市に係る河川の重要水防箇所」	81

◎その他自然災害対策計画

【資料】第4. 1 「藤田スケール（Fスケール）」	89
【資料】第4. 2 「竜巻注意情報発表時等の具体的な対応例」	91
【資料】第4. 3 「平成25年埼玉県内竜巻災害の被災者支援（参考）」	92

◎事故対策計画

【資料】第5. 1 「NBC災害による人身被害の連絡通報体制」	94
【資料】第5. 2 「特定事象通報基準（輸送時の事故）」	95
【資料】第5. 3 「原子力緊急事態宣言発令基準（輸送時の事故）」	95
【資料】第5. 4 「OILと防護措置について」	96
【資料】第5. 5 「市で保管している除去土壌の状況一覧」	98

【資料】第1. 1「吉川市防災会議条例」(P5、P6)

吉川市防災会議条例

昭和39年3月12日
条例第4号

改正 略

平成30年6月18日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、吉川市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員34人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 吉川市教育委員会教育長
 - (6) 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長
 - (7) 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者
 - (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 前項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

略

【資料】第1. 2「災害時応援協定等一覧」

(P13、P62、P67、P70、P72、P74、P75、P76、P89、P92、P203、P209、P233)

1 行政機関 (1/2)

協定等名	協定等先	協定等の概要	協定等年月日	協定締結部署
災害に対する相互応援及び協力に関する協定	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) ボランティアのあっせん (6) 被災者に対する避難所及び避難場所の相互利用 (7) ごみ及びし尿の処理 (8) その他被災者救援等に必要なもの	平成8年 8月23日	危機管理課
埼玉県吉川市・岩手県室根村災害相互応援協定	岩手県一関市	(1) 食料、飲料水その他の救援物資の確保及び提供 (2) 被災者の救出、施設の応急復旧に必要な資材、機材の確保及び提供 (3) 救援及び応急復旧に必要な人員の派遣 (4) その他特に要請にあった事項	平成9年 4月15日	危機管理課
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内全市町村	(1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ボランティア受付及び活動調整 (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	平成19年 5月1日	危機管理課

1 行政機関 (2/2)

協定等名	協定等先	協定等の概要	協定等年月日	協定締結部署
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理について相互支援	平成20年 7月15日	環境課
茨城県高速自動車等における消防相互応援協定	関係市町村、関係広域市町村圏事務組合、関係消防本部	協定区域に火災、救急事故及びその他の災害が発生した場合は、協定出場区域表に基づき消防隊、救急隊、その他の人員資機材を出動する。	平成22年 3月31日	危機管理課
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局【甲】 吉川市 【乙】	1 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。 (1) 一般被害状況に関すること (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること (3) その他甲又は乙が必要な事項 2 乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員（リエゾン）を派遣し、情報交換を行う。	平成23年 2月15日	危機管理課
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県 水戸市	東海第二原発の原子力災害における広域避難協定 (埼玉県内11市町と協定、避難所開設等)	平成30年 12月25日	危機管理課
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立 吉川美南 高等学校	災害時に避難施設としての使用に関する管理・運営方法など	令和3年 4月1日	危機管理課

2 公共的団体・民間企業等（1／8）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
1	物資・食料・燃料供給	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン株式会社	平成 17 年 4 月 4 日	地域貢献型自動販売機内の製品を無償提供、飲料水の優先的な安定供給
2	物資・食料・燃料供給	緊急時における物資等の協力に関する協定書	さいかつ農業協同組合	平成 17 年 7 月 29 日	緊急避難時の建物・施設の利用、車輛の使用、飲料・生活用品の提供
3	インフラ・ライフライン復旧	災害時等における応急対策活動の協力に関する協定書	吉川市建設業協会	平成 18 年 6 月 20 日	災害発生時の応急対策活動等
4	医療救護	災害時における医薬品等の供給に関する協定書	吉川薬剤師会	平成 18 年 9 月 25 日	医薬品・衛生材料等の供給等
5	インフラ・ライフライン復旧	災害時における電気設備等の復旧等に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合越谷支部	平成 21 年 2 月 9 日	公共施設等の電気設備等の復旧活動・電気に係る事故防止活動
6	インフラ・ライフライン復旧	災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定	吉川市管工事協同組合	平成 23 年 1 月 17 日	水道施設の応急復旧（水道課取扱い）
7	避難収容	地震災害時における帰宅困難者対応に関する協力協定	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	平成 25 年 3 月 28 日	帰宅困難者の受け入れ体制、避難誘導
8	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人九星会（青葉保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
9	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人千歳会（よしかわエンゼル保育園）（旧吉川団地保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
10	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人育暎福祉会（育暎保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
11	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人吉川仲よし会（吉川つばさ保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）

2 公共的団体・民間企業等（2／8）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
12	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人コピーシオ(コピープリスクールよしかわみなみ・コピープリスクールよしかわステーション)	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
13	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人祥和会（かほ保育園）	平成 25 年 3 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
14	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人平成会（吉川平成園）	平成 25 年 9 月 17 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設
15	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人楽栄会（ききょう苑）	平成 25 年 9 月 17 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設
16	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	医療法人社団心明会（ケアリングよしかわ）	平成 25 年 9 月 17 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設
17	災害広報	吉川市防災防犯情報提供の協働事業に関する協定書	株式会社フューチャリンクネットワーク	平成 26 年 3 月 16 日	災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、ポータルサイトを利用した情報提供
18	災害広報	災害情報等の広報に関する協定書	株式会社ジェイコム（旧 株式会社JCN関東）	平成 26 年 4 月 24 日	災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、地域のケーブルテレビを利用した情報提供
19	避難生活支援	特設公衆電話の設置などに関する協定	東日本電信電話株式会社	平成 26 年 8 月 29 日	災害が発生した際の通信手段としての利用する非常電話について、事前に指定避難所に配備する覚書
20	災害広報	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 27 年 5 月 8 日	災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、吉川市ホームページのキャッシュサイト(複製したサイト)を利用した情報提供等
21	インフラ・ライフライン復旧	災害時における応急対策活動に関する協定	埼玉土建一般労働組合吉川松伏支部	平成 27 年 7 月 16 日	救助活動、施設の修復活動等
22	緊急輸送	災害時における人員、物資等の輸送業務に関する協定	埼玉県トラック協会吉川支部	平成 27 年 7 月 16 日	物資の緊急輸送支援等

2 公共的団体・民間企業等（3／8）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
23	物資・食料・燃料供給	災害時における物資の供給協力に関する協定	セツカートン株式会社	平成 27 年 7 月 16 日	避難所への段ボールベッド、間仕切り、簡易トイレ等の提供
24	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社コモディイダ	平成 27 年 7 月 16 日	食料や生活必需品等の提供
25	被害状況把握	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	平成 27 年 7 月 27 日	家屋被害認定調査の支援等
26	物資・食料・燃料供給	災害時における飲料水の提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成 27 年 7 月 27 日	飲料水等の提供
27	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社セキ薬品	平成 27 年 7 月 30 日	食料や生活必需品等の提供
28	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社アクティオ	平成 27 年 8 月 7 日	仮設トイレや発電機、その他レンタル機材、建設重機、車両の供給
29	避難収容	洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定	三井住友信託銀行株式会社	平成 27 年 8 月 20 日	洪水等が発生した場合に施設の一部を一時避難場所（ユニクス吉川）として提供
30	避難生活支援	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成 27 年 8 月 20 日	被災者等へ法律相談業務の提供
31	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社ライフコーポレーション	平成 27 年 9 月 1 日	食料や生活必需品等の提供
32	遺体の取扱	災害時における被災者支援協力等に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成 27 年 9 月 28 日	遺体収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供など
33	平時の取り組み	避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社	平成 27 年 9 月 28 日	避難場所誘導看板の設置協力
34	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人創人会（きらり美南保育園）	平成 27 年 10 月 6 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
35	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	キッズベアー株式会社（こぐま保育園、こぐま保育園マミー）	平成 27 年 10 月 6 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）

2 公共的団体・民間企業等（4／8）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
36	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	株式会社フェアリー（ふえありい保育園）	平成 27 年 10 月 21 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等（保育幼稚園課取扱い）
37	物資・食料・燃料供給	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定	埼玉県石油業組合吉川支部	平成 27 年 10 月 29 日	災害時における石油燃料の優先供給
38	物資・食料・燃料供給	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン関東エリアグループ	平成 27 年 11 月 24 日	地図製品（最新の住宅地図）等の供給及び利用等に関する事項など
39	物資・食料・燃料供給	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい	平成 28 年 1 月 8 日	食料や生活必需品等の提供
40	物資・食料・燃料供給	災害時支援等に関する協定	株式会社吉川スクールランチサービス	平成 28 年 4 月 1 日	市の地域計画に定める給食（炊出し）、給食（炊出し）の実施に係る食材の調達、災害時の市民支援に係る初期対応
41	支援受け入れ体制	災害時における支援活動に関する協定	吉川青年会議所	平成 28 年 9 月 1 日	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送及び配給活動。専門的な知識や総合的な救助活動
42	物資・食料・燃料供給	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成 28 年 9 月 1 日	介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資を確保
43	インフラ・ライフライン復旧	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	吉川市造園業協会	平成 28 年 10 月 12 日	災害等が発生し、又は発生が予想される場合において、応急対策活動の協力要請
44	物資・食料・燃料供給	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	一般社団法人埼玉県LPガス協会南東武支部	平成 28 年 10 月 12 日	災害時においてLPガスを必要とするときは、避難所等へ優先供給等について協力
45	避難生活支援	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	公益社団法人埼玉県住宅地建物取引業協会越谷支部	平成 28 年 10 月 18 日	被災者の応急的な住宅を確保するに当たり、民間賃貸住宅提供の協力
46	物資・食料・燃料供給	災害時における物資の供給に関する協定	社会福祉法人彩凜会（旧 特定非営利活動法人 なまずの里福祉会）	平成 28 年 11 月 25 日	福祉用具（車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、手すり、スロープ、歩行器）等物資の供給（障がい福祉課取扱い）
47	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人吉川松伏医師会	平成 29 年 1 月 27 日	医療救護班を編成し、救護所及び避難所に派遣する（健康増進課取扱い）

2 公共的団体・民間企業等（5／8）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
48	支援受け入れ体制	災害時における支援活動に関する協定	吉川工専工業組合	平成 29 年 5 月 11 日	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送及び配給活動。専門的な知識や総合的な救助活動(商工課取扱い)
49	支援受け入れ体制	災害時における支援活動に関する協定	東埼玉テクノポリス協同組合	平成 29 年 5 月 25 日	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送及び配給活動。専門的な知識や総合的な救助活動(商工課取扱い)
50	医療救護	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	吉川歯科医師会	平成 29 年 5 月 26 日	歯科医療救護要員を、救護所及び避難所に派遣する(健康増進課取扱い)
51	避難生活支援	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成 29 年 6 月 28 日	被災者等へり災証明、自動車登録、相続関係などの申請書類に関する相談業務の提供
52	物資・食料・燃料供給	災害時における物資の供給に関する協定	サンマックス株式会社	平成 29 年 7 月 6 日	灯光機等の供給
53	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人端午会(みなみの苑)	平成 29 年 8 月 7 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設(長寿支援課取扱い)
54	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	社会福祉法人吉宙会(ほほえみの家)	平成 29 年 8 月 7 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設(長寿支援課取扱い)
55	避難収容	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書	有限会社仁(夢ホームよしかわ)	平成 29 年 8 月 7 日	施設の一部を、被災した要援護者を対象とした避難所として開設(長寿支援課取扱い)
56	支援受け入れ体制	大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成 29 年 8 月 31 日	支援物資等の調達活動、受付、仕分け、輸送及び配給活動。専門的な知識や総合的な救助活動(商工課取扱い)
57	被災者生活支援	災害発生時における吉川市と吉川市内郵便局の協力に関する協定	吉川市内郵便局代表 日本郵便株式会社 吉川郵便局	平成 30 年 3 月 27 日	(1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。) (2) 収集した市内の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報提供 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されたときに次に掲げる郵便業務に係

57	被災者生活支援	災害発生時における吉川市と吉川市内郵便局の協力に関する協定	吉川市内郵便局代表 日本郵便株式会社 吉川郵便局	平成 30 年 3 月 27 日	る災害特別事務取扱及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (5) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置並びに郵便局社員による郵便物の取集、交付等及びこれらを実行するための必要な事項(注) (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
58	物資・食料・燃料供給	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 30 年 4 月 6 日	(1)物資等の優先供給、(2)物資等の価格安定、(3)物資に関する情報交換
59	災害広報	災害時における放送等に関する協定	(株)エフエムこしがや	平成 30 年 7 月 31 日	災害及び減災に関する情報の放送
60	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人ちとせ交友会(吉川美南ちとせ保育園)	平成 29 年 5 月 25 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
61	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	株式会社フロンティアキッズ(つつじ保育園)	平成 29 年 6 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
62	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	遠藤博之(hoiku 縁)	平成 29 年 7 月 28 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
63	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	NPO 法人こどもの広場おひさま(おひさま保育園)	平成 30 年 8 月 29 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
64	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	社会福祉法人すくすくどろんこの会(よしかわ杜の保育園)	平成 30 年 8 月 29 日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)

2 公共的団体・民間企業等（7/8）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
65	公金の取扱い	災害時における吉川市指定金融機関の事務取扱いに関する協定	株式会社埼玉りそな銀行	平成31年4月1日	吉川市指定金融機関としての公金の収納支払及び預金取扱いに関すること(会計課取扱い)
66	避難収容	災害時等における相互協力に関する協定	学校法人ワタナベ学園(認定こども園 吉川さくらの森)	令和元年5月31日	入所児童の緊急一時保育、保育に関する相談窓口の設置、保育物資の提供等(保育幼稚園課取扱い)
67	その他	包括連携に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	令和元年11月25日	防犯・防災に関すること(政策室取扱い)
68	被災状況調査	小型無人機による災害対策活動支援に関する協定	一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク 一般社団法人環境ロボティクス協会	令和2年8月1日	被災状況の把握、被害の拡大防止、被災場所の早期復旧等
69	避難収容	洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定	株式会社 丸和運輸機関	令和2年9月4日	洪水等が発生した場合に施設の一部を一時避難場所として提供
70	インフラ・ライフライン復旧	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 川口支社	令和2年12月8日	停電の復旧に関すること
71	支援受け入れ体制	吉川市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	(福)吉川市社会福祉協議会	令和3年2月12日	災害ボランティアセンター(VC)に関すること
72	避難収容	洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定	東武商事株式会社	令和3年2月16日	洪水等が発生した場合に施設の一部を一時避難場所として提供
73	避難生活支援	吉川市水道事業災害時支援協定	ヴェオリア・ジェネッツ・関東サービス工社 委託業務共同企業体	令和3年3月30日	災害時に伴い水道施設が被災し、又は被災するおそれがある場合に応急対策活動(広報活動、電話及び窓口対応、応急給水活動等)を行う(水道課取扱い)
74	物資・食料・燃料供給	災害時における物資供給等の協力に関する協定	三協フロンテア株式会社	令和3年4月14日	災害時にコンテナハウス等を提供
75	避難収容	災害時における協力に関する協定	アルファクラブ武蔵野株式会社	令和3年4月14日	施設を一時避難場所や一時滞在場所として提供、また遺体の収容及び安置に関すること

2 公共的団体・民間企業等（8／8）

番号	分類	協定名	相手方の名称	締結年月日	概要
76	避難収容・物資供給	災害時における施設の提供及び物資の供給に関する協定	イオンタウン株式会社・イオンリテール株式会社	令和4年5月6日	<ul style="list-style-type: none"> 一時避難場所及び車両待避場所の提供 食料や生活物資等の提供
77	インフラ・ライフライン復旧	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	篠田重機株式会社	令和5年7月12日	災害時における応急対策活動の協力
78	インフラ・ライフライン復旧	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	新和环境株式会社	令和5年8月21日	災害時における応急対策活動の協力
79	輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社 北関東支店	令和5年10月20日	災害時における支援物資の受入及び配送等
80	指定福祉避難所・一時避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における要配慮者の指定福祉避難所に関する協定 洪水等の災害における一時避難場所施設利用に関する協定 	株式会社セブン・スマイル	令和5年10月11日	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用者またはその家族を限定とし、被災した要援護者を対象とした避難所として開設（長寿支援課取扱い） 施設の一部を一時避難場所として開設（危機管理課取扱い）
81	医療救護	災害時における婦人科領域のオンライン（スマルナ）相談事業に関する連携協定	株式会社ネクイノ	令和6年1月9日	災害時における婦人科領域のオンライン（スマルナ）相談

【資料】第2. 1「防災行政無線整備一覧」(P70、P414)

□固定系親局・屋外拡声子局設置場所(1/2)

(令和3年4月現在)

No.	設置場所	所在地	
親局	吉川市役所2階無線室	きよみ野一丁目1	
遠隔制御局	吉川松伏消防組合本部司令室	会野谷481	
屋外 拡声 子局	1	上内川幼児公園	上内川171-26
	2	上新堀コミュニティーセンター	上内川488
	3	中村下新堀集会所	上内川1713-2
	4	船渡内集会所	上内川1344-2
	5	下内川公会堂	下内川422
	6	大柳公会堂	下内川1333
	7	八子新田集会所	八子新田1074-1
	8	鍋小路集会所	鍋小路76-1
	9	環境センター付近	鍋小路431
	10	東中学校	上笹塚三丁目104-1
	11	笹沖会館	上笹塚1670-1
	12	関新田公会堂	関新田1108
	13	香取会館	吉屋一丁目7-1
	14	加藤防火水槽	加藤710
	15	三輪野江小学校	加藤641
	16	コビープリスクールよしかわ	飯島231
	17	三輪野江防火水槽	三輪野江1380
	18	川端会館北部敷地	三輪野江2354-1 番地先
	19	三輪組会館	三輪野江1350-1
	20	下組会館付近防火水槽	三輪野江1589-2
	21	兵庫会館付近防火水槽	三輪野江一丁目36
	22	二ツ沼集会所	二ツ沼二丁目5
	23	中島2丁目防火水槽	中島二丁目1
	24	皿沼1丁目防火水槽	皿沼一丁目44
	25	鹿見塚集会所	鹿見塚33
	26	郷土資料館	中井二丁目151-1
	27	ネオポリス第1公園	新栄一丁目2
	28	吉川市水道課	会野谷496
	29	吉川市総合体育館	上笹塚一丁目58-1
	30	屋形前集会所	川藤2591-1
	31	旭小学校	南広島1940
	32	上広島集会所	南広島963
	33	拾壺軒自治会館	拾壺軒63-2
	34	川藤幼児公園	川藤638-13
	35	前新田集会所	川藤3996
	36	後新田集会所	川藤1761
	37	榎戸資機材置場	川藤4231-4
	38	須賀公民館	須賀242-3
	39	川野公園	吉川二丁目29
	40	永田公園	きよみ野四丁目10
	41	きよみ野第3公園	きよみ野二丁目19

□固定系親局・屋外拡声子局設置場所（2／2）

（令和3年4月現在）

No.	設置場所	所在地
42	関小学校	吉川団地 1-10
43	吉川市保健センター	吉川二丁目 1-13
44	中央中学校	吉川 234-1
45	栄小学校	吉川 615-1
46	御獄神社	小松川 701
47	栄町公園	栄町 871-1
48	中央平沼公園	平沼 956-1
49	吉川児童公園	吉川一丁目 4
50	吉川小学校	平沼 73
51	保公園	保一丁目 33
52	南中学校	保 672
53	中野2区会館	中野 388-1
54	南配水場付近	木売新田 153-1
55	第2保育所	木売新田 4-1
56	北谷小学校	高富 857
57	吉川美南高等学校付近	高久 600
58	中新田公民館	中曽根 1382-1
59	保第2公園	保一丁目 28
60	共保雨水ポンプ場	木売一丁目 1-9
61	保第3公園	保一丁目 7
62	木売公園	木売三丁目 5
63	高久公園	高久一丁目 8
64	高久第2公園	高久一丁目 32
65	中曽根公園	中曽根二丁目 8
66	道庭公園	道庭一丁目 6
67	高富公園	高富一丁目 16
68	吉川市消防署南分署	美南二丁目 4
69	吉川市旭公園球場	旭 2977
70	美南4丁目公園	美南4丁目 16
71	美南中央公園	美南2丁目 5
72	美南3丁目第2公園	美南3丁目 17
73	川端会館南部敷地	三輪野江 1989-3

屋外
拡声
子局

□デジタル簡易無線機（登録局）（令和3年4月現在）

基地局

設置場所	所在地
吉川市役所庁舎2階	きよみ野一丁目1番地

No.	呼び出し名称	出力	備考
1	吉川1	5W	携帯型
2	吉川2	5W	携帯型
3	吉川3	5W	携帯型
4	吉川4	5W	携帯型
5	吉川5	5W	携帯型
6	吉川6	5W	携帯型
7	吉川7	5W	携帯型
8	吉川8	5W	携帯型
9	吉川9	5W	携帯型
10	吉川10	5W	携帯型
11	吉川11	5W	携帯型
12	吉川12	5W	携帯型
13	吉川13	5W	携帯型
14	吉川14	5W	携帯型
15	吉川15	5W	携帯型
16	吉川16	5W	携帯型
17	吉川17	5W	携帯型
18	吉川18	5W	携帯型
19	吉川19	5W	携帯型
20	吉川20	5W	携帯型
21	吉川21	5W	携帯型
22	吉川22	5W	携帯型
23	吉川23	5W	携帯型
24	吉川24	5W	携帯型
25	吉川25	5W	携帯型
26	吉川26	5W	携帯型
27	吉川27	5W	携帯型
28	吉川28	5W	携帯型
29	吉川29	5W	携帯型
30	吉川30	5W	携帯型

【資料】第2.2「吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況」(P76、P210)

□吉川市防災倉庫防災資機材等備蓄状況(主要な資機材、備蓄物資等)

(令和4年1月31日現在)

No.	施設	品名 備蓄場所	組立式 トイレ	マンホール トイレ	簡易 トイレ	携帯 トイレ	発電機	コード リール	ハブレン 型投光器	投光器	三脚 (投光器)	かまど セット	大型鍋	ガス バーナー	防水 シート	アルファ 米	保存水2ℓ	保存水 500ml	毛布類	
1	吉川小学校	防災倉庫(校舎併設)	4	4	2	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	18	200	60	120	630	
2	旭小学校	防災倉庫(南門側)	4	4	2	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	20	350	240	72	610	
3	三輪野工小学校	防災倉庫(体育館西側)	4	4	2	1,000	2	4	1	6	3	2	2	2	20	400	120	72	360	
4	北谷小学校	防災倉庫(校庭南東)	2	4	2	2,000	2	5	1	6	3	2	2	2	18	400	180	120	800	
5	関小学校	防災倉庫(北側校舎南側)	2	4	2	2,000	2	5	1	6	3	2	2	2	18	150	60	120	900	
6	栄小学校	防災倉庫及び校舎倉庫	4	4	3	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	18	200	60	120	400	
7	中曽根小学校	防災倉庫(プール南側)	5	4	2	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	20	200	132	120	610	
8	東中学校	防災倉庫(体育館併設)	4	8	2	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	17	400	180	120	700	
9	南中学校	防災倉庫(校舎北側)	4	8	3	2,000	2	4	1	6	3	2	2	2	20	400	240	120	900	
10	中央中学校	防災倉庫(プール東側)	4	8	3	2,000	2	5	1	6	3	2	2	2	20	300	168	72	480	
11	総合体育館	館内器具庫	2		4	1,000	2	5	1	6	3	2	2	2	10	200	180	120	400	
12	老人福祉センター	防災倉庫(建物北側)	2		3	1,000	2	1	1	6	3	2	2	2	20	200	180	120	600	
13	県立吉川美南高校	防災倉庫(格技場南側)			2	1,000	2	5	1	12	3	2	2	2	18	400	180	120	600	
14	中央公民館	館内機械室	4		4	1,000	2	3	1	6	3	2	2	2	18	200	180	120	670	
15	児童館ワンダーランド	防災倉庫(建物東側)	2		3		2	4	1	6	3	2	2	2	20	200	174	72	570	
16	旭地区センター	館内器具庫	2		4	2,000	2	4	1	6	3	2	2	2	18	200	120	120	630	
17	おあしす	施設北倉庫	2	4	3	2,200	2	3	1	6	3	2	2	2	10	200	60	120	600	
18	美南小学校	防災倉庫(校舎北側)		2	3	2,000	3	5	1	3	3	2	2	2	20	350	300	120	2,400	
19	吉川中学校	防災倉庫(校舎北側)		11	2		2	5		6	3	2	2		20	400	120	120		
20	加藤防災倉庫		3		7	12,000	2	26		34	11	4	3	8	1000					
21	平沼防災倉庫	防災倉庫			7	10,800		4							1,000	13,000	8,490	7,944	5,380	
22	中井水防倉庫	防災倉庫																		
23	中曽根踏線橋下倉庫	防災倉庫													900					
24	吉川市役所	D書庫			2		2			6					100	1,700	300	72		
既備蓄数			54	69	67	47,000	43	113	18	157	68	42	41	44	3,343	20,050	11,724	10,104	18,240	

【資料】第2. 3「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」(P83)

埼玉県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合および消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当する場合し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事等」という。）に対して行うものとする。

- ・災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ・発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- ・その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県環境部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ・災害の種別
- ・災害発生の場所および被害の状況
- ・災害発生現場の気象状態
- ・飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- ・応援に要する資器材の品目および数量
- ・その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあつては、当該村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、埼玉県および市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事および市町村等の長は、記名押印の上それぞれ一通を所持する。

平成3年3月29日

【資料】第2. 4「吉川市消防団の団員、機械器具置場、消防自動車等の現況」(P84)

□在職年数別消防団員数一覧表

(令和5年4月1日現在)

在職年数別 分団別	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	計
本部	0	0	0	0	0	0	3	3
レッド エンジェルス	<u>1 (1)</u>	<u>0 (0)</u>	<u>7 (7)</u>	2 (2)	0	0	0	<u>10</u> <u>(10)</u>
第1分団	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>10</u>	<u>6</u>	0	0	0	<u>22</u>
第2分団	<u>2</u>	7	<u>2</u>	4	<u>5</u>	<u>3</u>	0	<u>23</u>
第3分団	0	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	1	<u>1</u>	0	<u>11</u>
第4分団	<u>2</u>	4	<u>3</u>	1	1	<u>0</u>	<u>3</u>	<u>14</u>
第5分団	<u>2</u>	<u>8</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	5	<u>28</u>
第6分団	<u>5</u>	<u>13</u>	<u>5</u>	5	<u>3</u>	0	0	<u>31</u>
第7分団	4	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	5	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>25</u>
第8分団	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	2	0	<u>24</u>
第9分団	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>1</u>	<u>5</u>	3	0	0	<u>18</u>
第10分団	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>16</u>
第11分団	<u>1</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	4	<u>3</u>	2	1	<u>18</u>
第12分団	2	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	14
第13分団	0	<u>0</u>	1	5	5	3	<u>1</u>	<u>15</u>
合計	<u>31 (1)</u>	<u>64 (0)</u>	<u>53 (7)</u>	<u>47 (2)</u>	<u>36</u>	<u>24</u>	<u>17</u>	<u>272 (10)</u>

() : 女性消防団員数

□機械器具置場・消防自動車一覧表

(令和5年4月1日現在)

分団名	機械器具置場		消防自動車		
	所在地	構造(階数)	登録年月日	ポンプ級別	備考
第1分団	上内川 594	木造2階建	<u>R3. 10. 7</u>	B2級	<u>多機能型車両</u>
第2分団	下内川 422-2	木造2階建	H8. 10. 1	B2級	小型動力ポンプ付積載車
第3分団	南広島 843	木造2階建	H29. 9. 14	B2級	多機能型車両
第4分団	川藤 225-2	木造2階建	H25. 12. 20	B2級	小型動力ポンプ付積載車
第5分団	吉川 2-35-28	<u>木造2階建</u>	H26. 3. 27	B2級	総務省消防庁無償貸与車両
第6分団	平沼 1-18-5	木造平屋建	H30. 9. 19	B2級	多機能型車両
第7分団	木売 3-4-16	木造2階建	H24. 11. 27	B2級	小型動力ポンプ付積載車
第8分団	中曾根 1-14-2	木造2階建	H28. 10. 22	B2級	多機能型車両
第9分団	富新田 1-1	木造平屋建	R2. 9. 30	B2級	多機能型車両
第10分団	上笹塚 3-246-1	鉄骨造2階建	H11. 8. 4	B2級	小型動力ポンプ付積載車
第11分団	中島 2-72	鉄骨造平屋建	H27. 2. 3	B2級	小型動力ポンプ付積載車
第12分団	加藤 424	木造2階建	H8. 10. 1	B2級	小型動力ポンプ付積載車
第13分団	三輪野江 1476-1	木造2階建	H27. 9. 29	B2級	多機能型車両

【資料】第2. 5 「(一社) 吉川松伏医師会、吉川歯科医師会、吉川薬剤師会名簿」(P87)

□ (一社) 吉川松伏医師会 (吉川市内)

(令和4年1月1日現在)

医療機関名	住 所	電話番号
相羽医院	栄町 888-1	982-6266
秋本小児科アレルギー科医院	保 1-3-7 吉川医療ビル5階	983-1515
磯久クリニック	関 226-1	984-2211
埼玉葛クリニック	富新田 245	982-3211
さくら医院	中央 3-16-12	982-5511
金田整形外科	中央 1-15-20	981-6755
ひかり眼科	木売 1-5-3 吉川情報サービスセンター 2階	982-1151
そめや整形外科	平沼 224	982-6563
たじま眼科・形成外科	中央 1-24-18	971-8139
田中皮フ科クリニック	木売 376	983-6686
つしまメンタルクリニック	保 1-20-1 竹内ビル3階	981-0645
土屋医院	加藤 664-1	982-2156
中村病院	鍋小路 81-1	982-3011
吉川内科医院	保 1-20-1 竹内ビル3階	983-5070
はすみクリニック	木売新田 40-1	984-5112
ネオポリスハヤシ医院	中央 3-44-31	981-0510
メディカルコミュニティ マイ	上笹塚 3-207	981-7171
吉川中央総合病院	平沼 111	982-8311
三宅クリニック	高富 2-10-1	983-2203
山口クリニック	木売 1-5-3 吉川情報サービスセンター 2階	981-4842
吉川脳神経外科	川藤 850-4	984-3001
トミタこどもクリニック	中央 2-21-1	984-4150
美南こころの森クリニック	美南 5-6-4	940-7843
美なみ形成皮フ科	美南 5-31-2-2F	999-6012
むさし野ファミリークリニック	美南 5-31-2	972-4587
いで眼科クリニック	美南 5-6-9	973-7321
みわのえ整形外科	三輪野江 460	967-5129
吉川みなみクリニック	美南 2-23-1 3階	982-2211

□吉川歯科医師会

(令和4年1月1日現在)

医療機関名	住 所	電話番号
古山歯科	中央 3-29-6	981-0901
白井歯科	皿沼 1-50-2	982-0081
豊田歯科医院	高久 1-28-4	981-2636
戸張歯科クリニック	木売新田 131-1	982-0202
横川歯科医院	栄町 1495	982-7482
藤田歯科医院	木売 3-1-3 常盤ビル1階	982-1276
スサデンタルオフィス	中野 1-2 コスモハイツ1階	981-4981
たかせ歯科医院	高富 2-14-8	983-1182
よしかわ歯科クリニック	保 1-13-4 第一山室ビル3階	981-6521
宮崎歯科医院	鍋小路 14	983-0303
樋口歯科医院	木売 1-5-3 吉川情報サービスセンター3階	981-6489
きよみ野こども歯科矯正歯科	きよみ野 2-25-8	983-7744
だて歯科クリニック	関 360-1	983-8148
えじま歯科クリニック	美南 3-2-1	940-1782
ニーズ歯科	美南 5-4-3	972-5182
さくら歯科医院	吉川 1508-1	940-3814
ユニクスよしかわ歯科	栄町 797-1 ユニクス吉川店内店舗	984-1234
オリオン歯科	吉川 1-13-3 ライフ吉川駅前店2階	981-4617
すずらん歯科クリニック	保 1-12-19	984-6137
高富デンタルクリニック	高富 1-5-8	981-7785
吉川美南デンタルクリニック	美南 3-23-1 イオンタウン吉川美南2階	999-6001
おおつ歯科・矯正歯科	美南 2-8-16	972-6107

□吉川薬剤師会

(令和4年1月1日現在)

医療機関名	住 所	電話番号
かのん薬局	中央 1-15-18	984-6420
さかえ薬局	保 788-16	981-5911
サンリツ薬局吉川店	上笹塚 3-231-2	984-6400
シーエス吉川薬局	平沼 114-1	984-5240
そうごう薬局吉川けやき通り店	中曾根 2-6-6	982-4861
そうごう薬局吉川中央店	中央 2-22-1	940-7041
そうごう薬局吉川店	木売 375-2	984-4133
そうごう薬局吉川美南店	木売新田 40-3	981-7281
中里薬局	平沼 134	982-0049
調剤薬局ファルマテラス	保 1-12-1	981-0500
ひまわり薬局	富新田 256-3	983-2120
双葉薬局	吉川団地 1-7-102	982-6348
ミント薬局	中央 3-44-30	971-8155
薬局くすりの福太郎吉川駅前店	木売 1-5-3	984-6280
薬局マツモトキヨシ吉川駅前通り店	保 1-27-6	981-8553
ブレーメン薬局みわのえ店	加藤 662-1	940-2981

【資料】第2. 6「緊急通行車両等の確認事務処理要領」(P93)

緊急通行車両等の確認事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条及び大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第12条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(緊急通行車両等の要件)

第2条 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第50条第1項の各号)の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号(大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第21条第1項の各号)の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
 - (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - (6) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (確認機関)

第3条 県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両(以下「関係車両」という。)の確認については、危機管理防災部長が行う。

2 緊急やむを得ない場合等においては、前2項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第3又は同表第4に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

(確認)

第4条 第2条の規定による確認は、車両の使用者(以下「使用者」という。)の申出により、その都度行うものとする。

2 前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書(様式第1)によるものとする。

(事前届出)

第5条 第3条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第3条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができる。

2 前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書（様式第5の1）によるものとする。

3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（様式第5の2）を申請者に交付する。

（標章及び証明書の交付）

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の規定による緊急通行車両等の標章（様式第2）及び緊急通行車両等確認証明書（様式第3）（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

2 各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、交付されている事前届出済証を提示させ、緊急通行車両等確認申請書（様式第1）を提出させること。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

（標章等の再交付）

第7条 緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせたうえ、標章等の再交付を行うものとする。

（使用者等に対する指導等）

第8条 使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする

(1) 標章は、助手席側の内側ウインドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること

(2) 緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること

(3) 標章等を不正に使用しないこと

(4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと

ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき

イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき

ウ 緊急通行車両等が廃車になったとき

エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

（標章等の整理）

第9条 各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第4）を備え、その整理をしなければならない。

附則

略

様式第1

緊急通行車両等確認申請書							
年 月 日							
<p>(あて先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
番号標に表示 されている番号							
車両の用途 (緊急輸送を行う車 両にあつては、 輸送人員又は品 名)							
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">() 局 番</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	住所			() 局 番	氏名	
住所							
	() 局 番						
氏名							
通行日時							
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">出発地</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">目的地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出発地	目的地				
出発地	目的地						
備考							

15

21

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第3

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
埼玉県知事 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車 両にあつては、 輸送人員又は品 名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

様式第 4

緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

交付番号	登録番号	使用者氏名（機関名）	交付年月日	管轄支部	管轄警察署	備考

(注) 用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式第5の1

様式第5の2

災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書		第 号	
年 月 日		緊急通行車両等事前届出済証	
(あて先) 埼玉県知事		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
申請者 機関等の所在地(住所) 機関等の名称 氏名 電話 () 【担当係 担当者】		年 月 日 埼玉県知事 印	
番号標に表示されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策		
使用者	住所		
	氏名		
出発地			
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。			

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

【資料】第2. 7「応急仮設住宅建設適地一覧」(P94、P255)

□応急仮設住宅建設適地一覧表

(令和5年4月1日)

用地の名称等	所在地	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
永田公園	きよみ野四丁目 10 番地	6,362	90
中曽根公園	中曽根二丁目 8 番地	7,150	102
吉川沼辺公園	<u>中央三丁目 25 番地 1</u>	3,564	50
関公園	吉川一丁目 31 番地	3,336	47
道庭公園	道庭一丁目 6 番地	1,278	18
保第2公園	保一丁目 28 番地	1,209	17
高久第2公園	高久一丁目 32 番地	1,055	15
道庭緑地	道庭一丁目 15 番地 1 他	8,879	126
川野公園	吉川二丁目 29 番地	915	13
木売公園	木売三丁目 5 番地	1,260	18
高富公園	高富一丁目 16 番地	784	11
美南1丁目公園	美南一丁目 18 番地	1,072	15
高久公園	高久一丁目 8 番地	747	10
保公園	保一丁目 33 番地	930	13
吉川児童公園	吉川一丁目 4 番地	713	10
ほのぼの公園	保 763 番地 1 他	780	11
合計 (16箇所)		40,034	566

【選定の主な条件】

- ①近隣 100m以内に給水管が敷設されていること。
- ②公共下水管が敷地内や隣接地に敷設されていること又は公共下水道管接続不可の場合には、生活雑排水放流可能な水路等に接する敷地であること。
- ③近隣に電気が敷設されていること。
- ④4 t 車以上の工事車両が進入可能な敷地であること。(敷地の出入り口に面する道路幅員6m以上)
- ⑤高低差の少ない敷地であること。(約 2/10 以内)
- ⑥今後造成する必要のないこと。
- ⑦今後概ね3年を超えて空地として存することが確実なこと。
- ⑧10戸以上の建設が可能な敷地であること。
※応急仮設住宅建設に必要な敷地面積：1戸当たり70㎡(駐車場確保不要)としていいます。
- ⑨二次災害を受ける危険性の少ない敷地であること。
- ⑩交通の便等利便性を考慮した敷地であること。

【資料】第2. 8「火葬場」(P103、P224)

□火葬場

(令和4年1月1日現在)

名 称	所在地	能 力	電 話
越谷市斎場	越谷市大字増林 3989 番地 1	火葬炉 1 4 基	048-960-6800

【資料】第2. 9「自主防災組織一覧」(P113)

□自主防災組織一覧表

(令和5年4月1日現在)

番号	自主防災会名	番号	自主防災会名
1	モアステージ吉川自主防災会	2	栄町2区自主防災会
3	吉川団地自主防災会	4	高富地区自主防災会
5	中曽根自治会自主防災会	6	ネオポリス自治会自主防災会
7	栄町8区自主防災会	8	きよみ野東自主防災会
9	きよみ野西自主防災会	10	保4区自主防災会
11	保3区自主防災会	12	本吉川1区自治会自主防災会
13	本吉川2区自主防災会	14	本吉川3区自治会自主防災会
15	本吉川4区自主防災会	16	本吉川5区自主防災会
17	道庭自主防災会	18	中野2区自主防災会
19	保1区北自主防災会	20	保1区西自主防災会
21	保2区南自主防災会	22	高久2区自治会自主防災会
23	保5区自治会自主防災会	24	栄町3区自主防災会
25	保2区北自主防災会	26	須賀自主防災会
27	中野1区自主防災会	28	中野3区自主防災会
29	吉川東自主防災会	30	木売新田自主防災会
31	関自主防災会	32	後新田自主防災会
33	川野自治会自主防災会	34	自治会たんぼぼ自主防災会
35	保1区東自主防災会	36	富新田自治会自主防災会
37	下河岸自主防災会	38	木売町会自主防災組織
39	栄町1区自主防災会	40	川富自主防災会
41	川端自主防災会	42	美南1区自主防災会
43	美南2区自主防災会	44	美南3区自主防災会
45	川藤自主防災会	46	下組自主防災会
47	半割自主防災会	48	吉川中央西自主防災会
49	平沼野尻自主防災会	50	中川台自主防災会
51	エンゼルサンブレイジ吉川自主防災会	52	上広島自主防災会
53	上町自主防災会	54	高久1区自主防災会
55	下内川自主防災会	56	上新堀自主防災会
57	下町自主防災会	58	育まち自主防災会
59	中新田自主防災会	60	中組自主防災会
61	鹿見塚自主防災会	—	—

設立年月日順

【資料】第2. 10「吉川市自主防災組織助成要綱」(P113)

吉川市自主防災組織助成要綱

平成16年6月23日告示第61号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織（地震、風水害、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し、運営する組織をいう。以下同じ。）の設置及び活動並びに自主防災組織による防災資機材の購入について、予算の範囲以内において助成することにより自主防災組織の活動を支援し、もって地震その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 前項の規定による助成に関しては、補助金の交付手続等に関する規則（昭和53年吉川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2章 自主防災組織設置助成

(設置助成)

第2条 自主防災組織の設置助成（以下「設置助成」という。）の対象となる経費は、自主防災組織が当該自主防災組織の設置に際して別表に掲げる防災資機材（資機材保管庫を除く。以下この章において同じ。）を購入するための費用とし、その額は、当該費用の額及び次の表の左欄に掲げる加入世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（前年度以前に設置助成を受けたことがある場合にあっては、当該額から受けたことがある設置助成の額を合計した額を控除した額）を比較していずれか少ない額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

加入世帯数	金額
49世帯以下	50,000円
50～299世帯	80,000円
300～999世帯	100,000円
1,000世帯以上	120,000円

(交付の申請)

第3条 設置助成における規則第4条第1項の申請書は、吉川市自主防災組織設置助成金交付申請書（様式第1号）とする。

2 設置助成における規則第4条第1項に規定する市長の定める日は、防災資機材を購入する日の7日前とする。

3 設置助成における規則第4条第2項第5号の市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が別に定めるところにより交付する自主防災組織の認定を証した書類の写し
- (2) 防災資機材の保管又は配置予定場所を記載した書類
- (3) 見積書の写し

4 規則第4条第3項の規定により、設置助成における規則第4条第1項中第2号及び第3号並びに同条第2項第1号から第4号までの事項は、省略するものとする。

5 設置助成における交付申請は、1年度当たり1回に限るものとする。

(交付の決定)

第4条 設置助成における規則第7条の交付決定通知書は、吉川市自主防災組織設置助成金交付決定通知書（様式第2号）とする。

(交付の請求)

第5条 規則第7条及び前条の規定により吉川市自主防災組織設置助成金交付決定通知書を受けた自

主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、吉川市自主防災組織設置助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の吉川市自主防災組織設置助成金交付請求書には、吉川市自主防災組織設置助成金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

（交付の方法）

第6条 市長は、前条各項の規定により吉川市自主防災組織設置助成金交付請求書を受けたときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに助成金を振り込むものとする。

（実績報告）

第7条 設置助成における規則第13条前段の報告書は、吉川市自主防災組織設置助成金実績報告書（様式第4号）とする。

2 前項の吉川市自主防災組織設置助成金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 防災資機材購入品目一覧表（様式第5号）
- （2） 収支決算書（様式第6号）
- （3） 防災資機材の領収書の写し
- （4） 防災資機材の保管又は配置の場所を記載した書類

3 第1項の吉川市自主防災組織設置助成金実績報告書の提出期限は、防災資機材購入後30日以内とする。

（確定通知）

第8条 設置助成における規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市自主防災組織設置助成金確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（財産処分の制限）

第9条 設置助成における規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、防災資機材購入の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- （1） 電動の防災資機材 10年
- （2） 主として金属製の防災資機材 10年
- （3） 前2号に掲げる以外の防災資機材 5年

第3章 自主防災組織活動助成

（活動助成）

第10条 自主防災組織の活動助成（以下「活動助成」という。）の対象となる経費は、自主防災組織が行う防災訓練、防災研修、防災知識の普及啓発、防災資機材の点検等（以下「防災活動」という。）に要する費用とし、その額は、当該費用の額及び次の表の左欄に掲げる加入世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を比較していずれか少ない額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

加入世帯数	金額
49世帯以下	4,500円
50～299世帯	7,500円
300～999世帯	9,000円
1,000世帯以上	11,000円

（交付の申請）

第11条 活動助成における規則第4条第1項の申請書は、吉川市自主防災組織活動助成金交付申請書（様式第8号）とするに必要事項を記載し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 活動助成における規則第4条第1項に規定する市長の定める日は、防災活動を実施する日の7日前とする。

3 活動助成における規則第4条第2項第5号の市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災活動実施概要
- (2) 見積書の写し
- (3) 前2号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類

4 規則第4条第3項の規定により、活動助成における規則第4条第1項中第2号、第3号のうち経費の配分及び経費の使用法、第4号及び第5号並びに同条第2項第1号から第4号までの事項は、省略するものとする。

5 活動助成における交付申請は、1年度当たり1回に限るものとする。

(交付の条件)

第12条 活動助成における規則第6条第2項の規定により付する条件は、防災活動の中止、期日の延期又は内容変更をする場合に、速やかに市長に報告することとする。

(交付の決定)

第13条 活動助成における規則第7条の交付決定通知書は、吉川市自主防災組織活動助成金交付決定通知書(様式第9号)とする。

(交付の請求)

第14条 規則第7条及び前条の規定により吉川市自主防災組織活動助成金交付決定通知書を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、吉川市自主防災組織活動助成金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の吉川市自主防災組織活動助成金交付請求書には、吉川市自主防災組織活動助成金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

(交付の方法)

第15条 市長は、前条各項の規定により吉川市自主防災組織活動助成金交付請求書を受けたときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに助成金を振り込むものとする。

(実績報告)

第16条 活動助成における規則第13条前段の報告書は、吉川市自主防災組織活動助成金実績報告書(様式第11号)とする。

2 前項の吉川市自主防災組織活動助成金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 前2号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の吉川市自主防災組織活動助成金実績報告書の提出期限は、防災活動実施後30日以内とする。

(確定通知)

第17条 活動助成における規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市自主防災組織活動助成金確定通知書(様式第12号)によるものとする。

第4章 自主防災組織資機材購入助成

(資機材購入助成)

第18条 自主防災組織の資機材購入助成(以下「資機材購入助成」という。)の対象となる経費は、自主防災組織が行う防災活動に必要な別表に掲げる防災資機材の購入に要する費用とし、その額は、防災資機材の購入に要する費用の額(資機材保管庫の購入に要する費用の額にあっては、第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額と200,000円を比較していずれか少ない額)の合計額に2分の1を乗じて得た額と次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を比較していずれか少ない額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

- (1) 資機材購入助成の交付金(以下「資機材購入助成金」という。)を交付されることがない場合 次に掲げる額の合計額

ア 組織割 1 自主防災組織につき 100,000 円

イ 世帯割 1 世帯につき 800 円

(2) 資機材購入助成金を交付されたことがある場合で交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して9年以上経過しているとき 次に掲げる額の合計額

ア 組織割 1 自主防災組織につき 50,000 円

イ 世帯割 1 世帯につき 400 円

2 前項第2号に掲げる区分の資機材購入助成金の交付を受けようとする場合において、前回の資機材購入助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年以上経過しているときは、同号イの世帯割に係る世帯数は、前回の資機材購入助成金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して9年経過した年度の世帯数とする。

3 第1項第1号又は第2号に係る資機材購入助成金は、交付した額が同号の額に達しなかった場合は、同号の額から当該交付した額を控除した額を翌年度以降に繰り越すことができる。

4 前項の規定は、同項の規定により翌年度以降に繰り越した場合において、当該繰り越した額が当該繰り越した年度に交付した額を控除した額に達しなかったときについて、準用するものとし、当該年度の翌年度以降についても、この例による。

5 第1項第2号に係る資機材購入助成金は、同項の規定により交付を受けた額（前項の規定により交付を受けた場合にあつては、当該繰り越した額の合計額）が第1項各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に達した年度の翌年度以後でなければ、交付することができない。

(交付の申請)

第19条 資機材購入助成における規則第4条第1項の申請書は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付申請書（様式第13号）とする。

2 資機材購入助成における規則第4条第1項に規定する市長の定める日は、防災資機材を購入する日の7日前とする。

3 資機材購入助成における規則第4条第2項第5号の市長が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防災資機材購入品目一覧表

(2) 見積書の写し

(3) 防災資機材の保管又は配置の予定場所が記載された書類

(4) 前3号に掲げる物のほか、市長が必要と認める書類

4 規則第4条第3項の規定により、資機材購入助成における規則第4条第1項中第2号、第3号のうち補助事業の完了予定期日以外の部分、第4号及び第5号並びに同条第2項第1号から第4号までの事項は、省略するものとする。

(交付の条件)

第20条 資機材助成における規則第6条第2項の規定により付する条件は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付申請書の提出後、購入を予定する防災資機材の品目、数量又は金額に変更が生じた場合に、吉川市自主防災組織資機材購入助成金変更承認申請書（様式第14号）を市長に提出することとする。

2 市長は、前項の規定による吉川市自主防災組織資機材購入助成金変更承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、変更後の助成金の額を自主防災組織の代表者に通知するものとする。

(交付の決定)

第21条 資機材助成における規則第7条の交付決定通知書は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付決定通知書（様式第15号）とする。

(交付の請求)

第22条 規則第7条及び前条の規定により吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付決定通知書を受けた自主防災組織の代表者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書には、吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付決定通知書の写しを添付しなければならない。

(交付の方法)

第23条 市長は、前条各項の規定により吉川市自主防災組織資機材購入助成金交付請求書を受けたときは、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に速やかに助成金を振り込むものとする。

(実績報告)

第24条 資機材助成における規則第13条前段の報告書は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金実績報告書(様式第17号)とする。

2 前項の吉川市自主防災組織資機材購入助成金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防災資機材購入品目一覧表
- (2) 防災資機材の領収書の写し
- (3) 防災資機材の保管又は設置場所が記載された書類

3 第1項の吉川市自主防災組織資機材購入助成金実績報告書の提出期限は、防災資機材購入後30日とする。

(確定通知)

第25条 資機材助成における規則第14条の規定による額の確定通知は、吉川市自主防災組織資機材購入助成金確定通知書(様式第18号)によるものとする。

(財産処分の制限)

第26条 資機材助成における規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間については、第9条の規定を準用する。

第5章 補則

(書類の整備等)

第27条 この要綱の規定による助成を受けた者は、助成事業等に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該助成事業等の完了の日から属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市民生活部長が別に定める。

略

別表(第2条、第18条関係)

防災資機材一覧表

区分	内容
対策本部・情報連絡用資機材	テント、発電機、コードリール、投光器、ガソリン携行缶、ラジオ、トランシーバー、懐中電灯、簡易トイレ、防水シート
初期消火用資機材	消火器、バケツ、可搬消防ポンプ
救出救護用資機材	ヘルメット、救助工具(のこぎり、万能斧、ボルトクリッパー、大ハンマー、バール、つるはし、スコップ等)、ジャッキ、エンジンカッター、チェーンソー、ロープ、脚立、救急セット、担架、簡易ベッド
避難誘導用資機材	拡声器、リヤカー、車椅子
給食給水用資機材	大釜、大型鍋、かまど、ガスバーナー、大型炊き出し器、調理用具
資機材保管庫	倉庫、物置
その他	市長が必要と認めた資機材

【資料】第2. 11「吉川市災害対策本部条例」(P121、P141)

吉川市災害対策本部条例

昭和39年3月12日
条例第5号

改正

平成8年3月27日条例第24号
平成24年12月21日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、吉川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

略

【資料】第2. 12 「防災関係機関一覧」(P141、P176、P190、P200、P201、P369、P412)

令和3年4月1日現在

関係機関	担当部署	電話番号	FAX番号
国土交通省江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741
農林水産省関東農政局	埼玉県拠点地方参事官室	048-740-5044	048-601-0510
厚生労働省春日部労働基準監督署	業務課	048-735-5471	048-735-3748
陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊	第3科	048-663-4241 (内線 437)	048-663-4241 (内線 440)
国土交通省利根川上流河川事務所	防災対策課	0480-52-3956	0480-52-9529
国土交通省荒川上流河川事務所	調査課	049-246-6360	049-244-9077
熊谷地方气象台	観測予報担当	048-521-0058	
埼玉県危機管理防災部	災害対策課 危機管理課	048-830-8181 048-830-8131	048-830-8159 048-830-8129
埼玉県東部地域振興センター	総務・防災担当	048-737-1110	048-737-9958
埼玉県県土整備部河川砂防課	防災担当	048-830-5137	048-830-4865
埼玉県草加保健所	総務担当	048-925-1551	048-925-1554
埼玉県越谷県土整備事務所	総務担当	048-964-5221	048-964-6584
埼玉県警察吉川警察署	警備課	048-958-0110	048-958-0110
東日本高速道路㈱関東支社 谷和原管理事務所	総務課	0297-52-2820	0297-52-2827
東日本旅客鉄道㈱吉川美南駅 吉川駅	吉川美南駅 吉川駅	048-981-5212 048-982-6641	
日本郵便㈱吉川郵便局	総務課	048-982-2200	048-982-3410
東京電力パワーグリッド(株)川口支社	渉外担当	048-218-4211	048-257-1943
東彩ガス(株)	供給保安部	048-735-5777	048-735-6282
(社)埼玉県トラック協会吉川支部	事務局	048-940-8900	
東日本電信電話㈱埼玉事業部		(時間内)(災害対策室) 048-626-6623 (時間外) 0120-444-113	
東武バスセントラル㈱吉川営業所		048-982-0052	048-982-0068
(一社)吉川松伏医師会	事務局	048-982-5595	048-982-5863
吉川歯科医師会	戸張歯科クリニック	048-982-0202	
吉川薬剤師会	中里薬局	048-982-0049	048-982-0045
社会福祉法人吉川市社会福祉協議会		048-981-8750	048-981-8750
日本赤十字社埼玉県支部		048-789-7117	048-834-1520
さいかつ農業協同組合三輪野江支店		048-982-0156	048-981-3713
吉川市商工会	事務局	048-981-1211	048-984-1189
吉川市建設業協会	名倉建設㈱	048-982-2041	048-981-2863
三郷市役所(江戸川水防事務組合)	危機管理防災課	048-952-1294	048-952-6780
春日部市役所	防災対策課	048-736-1111	048-733-3825
松伏町役場	総務課	048-991-1895	048-991-7681
越谷市役所	危機管理室	048-963-9285	048-965-7809
草加市役所	市長室危機管理課	048-922-0614	048-922-6591

関係機関	担当部署	電話番号	F A X番号
八潮市役所	危機管理防災課	048-996-2868	048-995-7367
野田市役所	防災安全課	04-7136-1779	
流山市役所	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7158-6696
一関市役所室根支所	地域振興課	0191-64-3801	0191-64-2115

【資料】第2. 13 「応急対策活動の応援協力事業所」(P154、P450)

□吉川市建設業協会会員名簿

令和3年4月1日現在

会 員 名	住 所	電話番号	F A X 番号	備 考
名倉建設(株)	栄町 1432-2	982-2041	981-2863	会長
(株)西山建設	皿沼 2-51	982-1472	982-7294	副会長
(株)松丸組	南広島 652	991-7018	991-6351	幹事
宮部造園土木(株)	土場 366-1	982-3842	983-3092	幹事
(株)日の出建設	小松川 621-2	982-5027	982-5076	監事
(有)吉川生コンクリート	川藤 1778	982-3828	981-4841	監事
(株)加藤日本店	加藤 443	982-1247	982-1947	会員
(有)コンストラクションヤマダキ	きよみ野 2-14	982-0821	984-5515	会員
(有)島田設備	中曾根 1-16-9	982-2187	981-7166	会員
(株)K-1	吉川 649-2	984-3823	984-3824	会員
(株)大友建設	吉川 1-28-22	983-2966	983-2967	会員
金杉建設(株)	吉川 714-3	983-8211	981-6360	準会員

【資料】第2. 14「災害援助基準」(P169、P229、P230)

□災害救助基準(1/4)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内							
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により、使用できず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。							
		世帯			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	
		区分									
		全壊 全焼 流失			夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水			夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				

□災害救助基準（2 / 4）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の 診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者であつ て災害のため助産 の途を失った者(出 産のみならず、死産 及び流産を含み現 に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した 衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかになら ない場合は、以後「死体の捜 索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに準 ずる程度の損傷を 受け、自らの資力 により応急修理を することができない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難である 程度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に 必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼 の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷 により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以 内(災害対策基本法第23条 の3第1項に規定する特定 災害対策本部、同法第24条 第1項に規定する非常災害 対策本部又は同法第28条 の2第1項に規定する緊急 災害対策本部が設置された 災害にあっては、6ヵ月以 内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は 床上浸水により学 用品を喪失又は毀 損等により使用す ることができず、就 学上支障のある小 学校児童、中学校生 徒、義務教育学校生 徒及び高等学校等 生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教 育委員会に届出又はその承認を受 けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当 たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から 教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情 に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した 者を対象にして実 際に埋葬を実施す る者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる。

□災害救助基準（3／4）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	○洗浄、消毒等 1体当たり3,500円以内 ○一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外： 1体当たり5,400円以内 ○検 索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

□災害救助基準（4／4）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
	イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4			

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

出典) 災害救助事務取扱要領（令和3年6月）内閣府政策統括官（防災担当）

【資料】第2. 15「広報文例」(P183、P418、P443、P479)

1 基本的事項

- 原則、最初に「こちらは防災よしかわです」、最後に「以上、防災よしかわでした」を付け加える。
- 放送の内容は、原則、2回繰り返す。
- 重要な情報は、繰り返し、放送する。

2 地震関連

□地震情報等の周知(その1)

- ◎ただいま、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
身の安全を守り、火の始末をしてください。
あわてて、外へ飛び出さないでください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。
- ◎先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは〇kmと推定されます。
吉川市の震度は〇で、地震の規模はマグニチュード〇でした。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。
- ◎電話がかかりにくい状態になっています。
電話の使用を控えてください。
また、重要な緊急連絡以外は、市役所や警察、消防への電話は控えてください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。

□地震情報等の周知(その2)

- ◎今後、余震が予想されます。
落下物やブロック塀などに気を付けてください。
また、今一度、火の始末をしてください。
ガスの元栓を閉め、電化製品の電源を切って、ブレーカーを切ってください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。
- ◎川が増水するおそれがあります。
川のそばには近づかないでください。
今後も、テレビやラジオ、市役所からの情報に注意して、落ち着いて行動してください。

□市民、地域への協力要請

- ◎市民の皆さん、家族や近所の方の身の安全を確認してください。
自治会と自主防災組織は、地域の避難行動要支援者などのお年寄りや障害を持っている方などの身の安全を確認し、市役所へ報告してください。
また、市民の皆さん、消火活動、救出・救助活動、避難の支援などに協力してください。

□火災発生状況

◎〇〇付近で火災が発生しています。
現在も延焼中です。(現在、〇〇方面へ燃え広がっています。)
〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ避難してください。
◎市内の皆さん、避難の用意をしてください。
〇〇付近で火災が発生しています。
飛び火に注意してください。
お年寄りや子供さんは安全な〇〇公園や広場へ避難して下さい。

□ライフラインの被害状況

◎現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
また、電話も不通となっています。
復旧の見通しは立っていません。
ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

□交通状況

◎現在、〇〇鉄道はすべて運転を見合わせています。
各鉄道機関では、線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。
今後の情報に注意してください。
◎現在、市内のすべての道路(〇〇通り)が〇〇のため車両の通行が禁止されています。
市民の皆さん、自動車は使用しないでください。
ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官などの指示に従ってください。
◎現在、〇〇鉄道は、〇〇～〇〇間で運転が一部再開されました。
◎現在、市内を運行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇交通の〇〇行きです。
その他のバスは、運転の見通しが立っていません。

□被害の概況

◎これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方 〇〇人 行方のわからない方 〇〇人
重傷者 〇〇人 軽傷者 〇〇人
全壊家屋 〇〇棟 半壊家屋 〇〇棟
です。

□避難の準備の周知

◎現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。
いつでも避難できるよう準備をしてください。
避難する際の荷物は、非常持ち出し品など最小限にしましょう。

□避難の指示、誘導

◎家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。
避難するときは、火を始末し、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し、避難してください。

◎○○周辺は、○○のため避難指示が出されました。
避難するときは、火を始末し、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し、避難してください。
避難先は、○○小学校です。戸締りをして家族揃って早く避難してください。

◎○○の方は○○公園、○○小学校に避難してください。

◎ただいま、○○一帯に避難指示が出されました。
風向きが悪いため、この付近も危険となりました。
急いで○○公園に避難してください。

□救護対策の周知

◎負傷者の臨時救護所が○○に設けられています。
けがをされた方は、○○に行ってください。

◎負傷者の収容についてお知らせします。
○○付近でけがをされた方は、○○病院に収容されています。

□罹災者の避難収容場所の周知

◎避難所のお知らせをいたします。
被災者の避難場所は、○○と○○に設置されています。
お困りの方は、直接避難所においてになるか、市役所にご相談下さい。

□防疫、保健衛生に関する注意

◎市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。
また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。
食中毒症状のときは、保健センターに連絡してください。

□重傷者受入れ可能医療機関

◎地震により重症を負われた方の診療・受入れは、○○医院、○○病院（市内、市周辺を含めて）で行っております。しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災会などで、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意ください。

□集団事故現場負傷者の収容先病院の周知

◎負傷者の収容についてお知らせします。○○付近で（△△付近の列車の脱線事故で）けがをされた方は（所在地）の□□病院に収容されています。

3 東海地震関連

□警戒宣言発表時

◎吉川市災害対策本部からお知らせします。
ただいま（本日、〇〇時〇〇分に）、東海地震の警戒宣言が発表されました。
市民の皆さん、落ち着いて行動してください。
〇〇〇〇を震源とする大地震が〇〇日（〇〇時間）以内に発生するおそれがあります。
この地震が発生した場合、吉川市では、震度〇〇程度の地震になると予想されます。
市民の皆さん、テレビやラジオのニュース、市役所からのお知らせに十分注意し、落ち着いて行動してください。

注）警戒宣言（東海地震予知情報）が発表されると、消防庁がJ-ALERTを通じて、本市の防災行政無線を自動起動させ、防災行政無線の放送が流れる仕組みとなっている。

なお、放送の内容は、消防庁が決定する。

□警戒宣言時の注意事項（定期的に放送）

◎吉川市災害対策本部から市民のみなさんをお願いします。
現在、東海地震の警戒宣言が発表されています。
市民の皆さんは、
第1に 火の元の確認や火の始末、家具や照明器具などの転倒や落下の防止を行ってください。
第2に 食料や生活必需品、医薬品などの準備をしてください。
なお、食料や生活必需品などの買い占めは、控えてください。
第3に 水道や電気、ガスなどの供給の停止に備え、水の汲み置きや懐中電灯の準備などを行ってください。
第4に 自動車や電話の使用は控えてください。
また、重要な緊急連絡以外は、市役所や警察、消防への電話は控えてください。
第5に 不要な預貯金の引き出しは、控えてください。
最後に デマなどに惑わされないよう、テレビやラジオのニュース、市役所からのお知らせに十分注意し、落ち着いて行動してください。

□警戒宣言発令中（定期的に放送）

◎吉川市災害対策本部からお知らせします。
ただいま、東海地震の警戒宣言が発表されています。
このため、市や警察、消防では、防災体制を整えています。
重要な緊急連絡以外は、市役所や警察、消防への電話は控えてください。
市民の皆さん、デマなどに惑わされないよう、テレビやラジオのニュース、市役所からのお知らせに十分注意し、落ち着いて行動してください。

□警戒宣言解除

◎吉川市災害対策本部からお知らせします。
〇〇月〇〇日に発表されました東海地震の警戒宣言は、解除されました。
市民の皆さん、デマなどに惑わされないよう、テレビやラジオのニュースなどで確認してください。

注）東海地震注意情報が発表されたときも、状況に応じて、上記を参考に広報を行う。

4 水害関連

□大雨警報（浸水害）等が発表されたとき

◎吉川市に大雨・洪水警報が発表されました。
予想される1時間最大雨量は〇〇ミリです。
〇〇日〇〇まで、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。
また、雷や竜巻にも注意してください。
低い土地、地下空間、河川など、危ないところには近づかないようにしてください。
今後の雨の降り方に注意してください。

□大雨特別警報が発表されたとき

◎吉川市に大雨特別警報が発表されました。
直ちに、避難場所への避難、外が危険な場合は、屋内の2階など高いところに避難するなど、命を守る行動をとってください。
予想される1時間最大雨量は〇〇ミリです。
〇〇日〇〇まで、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。
また、雷や竜巻にも注意してください。
低い土地、地下空間、河川など、危ないところには近づかないようにしてください。

□高齢者等避難発令時

◎緊急放送、緊急放送、（又は警戒レベル3、警戒レベル3）。
こちらは、防災よしかわです。
〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

□避難指示発令時

◎緊急放送、緊急放送、（又は、警戒レベル4、警戒レベル4）
こちらは、防災よしかわです。
〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。

□緊急安全確保発令時

(河川氾濫が切迫している状況)

◎緊急放送、緊急放送、(又は、警戒レベル5、警戒レベル5)

こちらは、防災よしかわです。

〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります。〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(河川氾濫を確認した状況)

◎緊急放送、緊急放送、(又は、氾濫発生、氾濫発生)

こちらは、防災よしかわです。

〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

5 竜巻関連

□竜巻注意情報が発表されたとき

【目撃情報を含まない場合】

◎埼玉県に竜巻注意情報が発表されました。

吉川市は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。

雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

【竜巻発生に関する目撃情報を含む場合】

◎埼玉県に竜巻注意情報が発表されました。

埼玉県南部で、竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。

埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。

雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。

□竜巻等の発生情報を入手したとき（その1）

◎先ほど、吉川市内（〇〇市町内）に竜巻が発生したようです。

大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。

（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

□竜巻等の発生情報を入手したとき（その2）

◎ただいま、吉川市内の〇〇地区で竜巻が発生したようです。

皆さん、落ち着いて行動してください。

大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。

また、重要な緊急連絡以外は、市役所や警察、消防への電話は控えてください。

今後も、市役所からの情報に注意して、身の安全を確保し、落ち着いて行動してください。

【資料】第2. 16 「トリアージタグ」 (P203)

『トリアージタグ』

トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先度を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージタグという。

トリアージタグは原則右手首に付ける。この部分が負傷していたり、切断しているときは左手首→右足首→左足首→首の順位で付ける場所を変える。

トリアージタグ (表)

氏名 (Name)		性別 (Sex)
住所 (Address)		電話 (Phone)
トリアージ実施日時・時刻		トリアージ実施者氏名
搬送機関名		収容医療機関名
トリアージ実施場所		
意識	清明	覚醒している
呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸	軽微に覚醒しない
脈拍	回/分、整、不整、触知せず	
血圧	/	mmHg
トリアージ区分	0 I II III	

トリアージタグ (裏)

トリアージ区分

0 I II III

□トリアージタグの記載方法

記載項目	記載方法及び記載内容
タグのNO	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ実施場所ごとに「通し番号」を記載する。 再度トリアージを行った場合でも、「通し番号」は変更しない。
氏名・年齢・性別・住所・電話 トリアージ実施 月日・時刻	<ul style="list-style-type: none"> 氏名、年齢、性別、住所は必ず記述する。 氏名等が不詳の場合、「氏名不詳」「推定年齢〇歳」「吉川市〇〇の路上で収容」などと具体的に記載する。 トリアージを行った月日時刻を分単位まで記載する。
トリアージ実施者名	<ul style="list-style-type: none"> トリアージを行ったものの氏名をフルネームで記載する。 医師が死亡を確認した場合、例えば「死亡確認医師：茨城太郎」などと検視・検案が容易にできるように記載する。
搬送機関名	<ul style="list-style-type: none"> 「〇消防本部〇救急隊」「家族の自家用車」などと具体的に記載する。
収容医療機関名	<ul style="list-style-type: none"> 「〇病院」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ実施場所	<ul style="list-style-type: none"> 「〇学校救護所」「△診療所」などと具体的に記載する。
トリアージ区分	<ul style="list-style-type: none"> トリアージ区分を〇で囲むとともに、トリアージ区分と同じモギリ部分を残す。 症状が重くなって、区分を変更する場合には最初に〇で囲んだ区分を×で消して新たな区分を記載し、その上部に変更時間を記載する。 症状が軽くなったことにより、区分を変更する場合には<u>新たなタグを追加し、旧タグには大きく×を付けるが除去しない。</u> 医師が死亡を確認した場合には、死亡群 (0) に〇を記載するとともに、死亡月日、時間を分単位まで記載する。
トリアージ実施機関	<ul style="list-style-type: none"> 「〇病院班」「△医師会班」などトリアージ実施者の所属する機関名を記載する。 トリアージ実施者の職種「医師・救急救命士・その他」を〇で囲む。
診断・処置内容	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護婦が「創傷」「骨折」「出血」などと記載する。 医師等が行った救急処置、例えば「消毒」「止血」などと記載する。医師が死亡を確認した場合には、「脳挫傷による死亡を確認」など、検視・検案が容易にできるように具体的に死因を記載する。
特記事項 (表・裏)	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者などが、搬送・治療上特に留意すべき事項を記載する。(応急処置の内容、既往症、発見の状況、治療方針に関する事項) 収容機関から他の医療機関への転送は紹介状を作成する。
人体図	<ul style="list-style-type: none"> 負傷箇所を表示するとともに、負傷の状況を具体的に記載する。

【資料】第2. 17「災害救助法事務手順」(P229)

災害発生時において、本市が行う救助事務の手順の概要を示したものである。災害の規模、程度、救助体制によって、その手順も変わるものであるが、これらを参考として、あらかじめ手順表を作成しておくといよい。

□災害発生時における市町村応急措置手順（1／3）

事項 段階	市における実施事項		留意事項
	項目	内容	
事 前 準 備	・気象情報等の収集、分析、冠水場所等の調査	気象情報を収集・分析すると共に、区域内の地理的な特殊性から引き起こされる災害や、冠水場所を想定し、対応策を検討する。	民間の気象情報サービスの利用やハザードマップ等の利用
	・関係各（課）部門の役割の明確化と意思決定システムの構築 ・情報の共有化	災害時における本市の組織体制及び、関係各（課）部門（及び職員）の役割分担を明確にし、緊急時の意思決定システムを構築しておくこと。その際、関係各（課）部門相互の情報の共有化を図り、相互に円滑な連絡が図られるよう工夫すること。	災害が夜間や休日に発生することを十分踏まえ、発生時の職員間の連絡体制についても検討しておくこと
	・連絡手段、利用方法の確保、確認 ・報告責任者の選定	電話の輻輳に備え、災害時の災害時優先電話や防災無線等の複数の連絡手段（利用方法）を確保・確認すると同時に、発災時（災害が想定される場合も含む）に県へ報告する責任者を決めておくこと。	緊急時の県及び関係機関への連絡体制をとること
	・地域防災計画及び災害関係法令などの確認	地域防災計画及び災害関係法令を再確認し、不明な点はあらかじめ、県に確認しておくこと。	意志決定を速やかに行えるように関係部局間に周知
	・市民への災害の連絡手段、方法の検討	災害時に、避難方法や避難所の場所等について市民へどのように周知させるか連絡手段、方法について検討しておくこと	防災無線、消防団、住民の連携強化
	・避難予定場所の確保	学校、公民館、民間の建造物の利用又は野外仮設物の設置準備	事前に危険箇所の確認をしておくこと
	・救助物資の準備	1 備蓄物資の確保（保存食料品） 2 救助用資機材の確保 3 商工会・消防団等との事前打ち合わせ	必要に応じて、医薬品等の調達先についても確認
	・区域内における被害状況、報告体制の確立	1 事前に担当区域を指定した調査班の設定 2 本市各地区に調査責任者並びに調査立会人を設定しておくこと 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について周知しておくこと	

□災害発生時における市町村応急措置手順（2／3）

事項 段階	市における実施事項		留意事項
	項目	内容	
災害発生時点	・被害状況の把握	1 被害地区情報連絡責任者からの報告 2 調査班の出動 被害者台帳の作成 ①被害程度（人的、物的） ②家族の状況 ③課税状況、世帯類型、必要な救助	
	・被害状況の報告（発生報告）	県消防防災課へ報告	災害オペレーション支援システムの利用・入力
災害救助法の適用時点以降	・災害救助法の適用要請	1 市当局（責任者）からの救助法適用要請（県災害対策課へ） 電話 048-830-8181（直） 2 県職員等の応援要請	夜間・休日時においては、048-830-8111（危機管理防災部当直）
	・避難情報、避難所の開設	1 避難所への誘導、整理職員の派遣 2 避難状況の把握 3 避難所の維持管理	
	・罹災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員、及び救出に要する機械器具の確保（借上げ） 2 必要に応じ、関係機関への援助要請	
	・炊出し、その他による食品の給与	1 食糧の応急調達 2 炊出し所への責任者派遣 3 婦人会等への炊出し協力要請 4 給与状況の把握	避難所収容者以外の者に対しても給与とできる。消防団、市職員、応援要員分は別にする。協力活動に対する報酬は支払わない。
	・飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械器具の借上げ	
	・救護班の編成及び派遣（公立病院等の協力）	1 日赤救護班の派遣要請 2 病院又は診療所に移送	協力活動に対する報酬は支払わない。
	・死体の捜索と処理及び埋葬	1 死体捜索（機械器具借上、要員の援助要請） →消防団、自衛隊等の協力 2 死体処理（洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存、救護班等の活動） 3 埋葬（埋葬火葬の実施、棺、骨壺代支給）	死体の安置所の確保

□災害発生時における市町村応急措置手順（3／3）

事項 段階	市における実施事項		留意事項	
	項目	内容		
災害救助法の運用時点以降	第二段階	・被害状況の調査、確認の完全化		
		・中間報告	とりあえず、電話、FAXで報告、後で文書報告（被害状況添付）、県災害対策課へ	
		・応急救助実施状況報告	救助日報に基づき、毎日報告する。	領収書の保管 日計表の記録
		・被服、寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 →購入 →給与	
		・学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 →購入 →給与	
		・障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画 (人夫雇上げ、機械借上げ、業者委託も可)	障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定すること。
	第三段階	・各種救助の実施継続		
		・義援金品の受付開始		救助法による救助物資と区別し、書類を作成すること
		・応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 →敷地の確保 →工事施工 →入居	対象者の選定方法を工夫すること
		・住宅の応急修理	対象世帯の選定 →実施計画 →大工左官等の雇上げ（業者委託も可）	
		・救助の特別基準申請	各救助のうち、特別基準申請の必要のあるものについての要請（救助期間内に電話連絡、文書は事後で可）	必ず、救助法の適用期間内に申請を行うこと
		・災害弔慰金等の支給	災害弔慰金の支給、災害傷害見舞金の支給	
		・災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
		・完了報告	文書報告（被害状況、救助実施状況、救助費概算調添付） →県災害対策課へ	

【資料】第2. 18「吉川市被災建築物応急危険度判定要綱」(P216)

吉川市被災建築物応急危険度判定要綱

平成20年7月17日
告示第164号

改正

平成29年3月31日
告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合において余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害（以下「二次災害」という。）を防止し、市民の安全の確保を図るために行う被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定 地震により被災した建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 判定士 判定の業務に従事するものとして、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年12月15日施行）の規定により知事の認定を受けたもの、埼玉県以外の都道府県の知事が定める者等をいう。
- (3) 判定コーディネーター 判定の実施に当たり、判定実施本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱中の用語は、法令その他別に定めるところによる。

(地震による被災建築物等の予測)

第3条 市長は、地震による被害想定等に基づき被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況を勘案し、倒壊等被害の大きいと予想される地域をあらかじめ要判定地区として想定する等、判定実施のため必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

(判定士及び判定コーディネーターの確保)

第4条 市長は、あらかじめ市内の判定士及び職員の判定士の連絡網を作成しておくものとする。

2 市長は、職員のうちから判定コーディネーターを養成し、登録しておくものとする。

(判定実施の決定)

第5条 都市計画課長は、震度5強以上の地震が発生したときは、判定実施要否の判断に必要な被害情報を収集し、都市整備部長に報告するものとする。

2 都市整備部長は、前項の被害情報を基に判定の要否を災害対策本部長に具申するものとする。

3 災害対策本部長は、前項の規定による具申により、相当数の建築物が被災し、二次災害の発生の恐れがあると判断したときは、直ちに判定の実施を宣言し、判定実施本部を設置するとともに、埼玉県知事及び建築関係団体に連絡するものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整)

第6条 災害対策本部長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物棟数及び判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請するものとする。

2 第8条第1項の規定により置かれる判定実施本部長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整をするものとする。

(判定体制の周知)

第7条 災害対策本部長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(判定実施本部)

第8条 判定実施本部に判定実施本部長を置き、都市整備部長をもって充てる。

2 判定実施本部に都市計画課職員を置く。

3 判定実施本部は、災害対策本部と緊密な連絡のもとに、判定計画を定め、判定を実施するものとする。

(判定計画)

第9条 判定実施本部は、第5条第1項の被害情報をもとに地震の規模、被災範囲を想定し、判定実施区域を設定し、当該区域内の判定対象建築物件数を推計するものとする。この場合において、すでに収集された被害情報が不十分なときは、災害対策本部長の協力を得て、被災状況の確認を行うものとする。

2 判定実施本部は、前項前段の規定により推計した判定対象棟数及び判定実施区域並びに判定に必要な判定士の数、投入できる判定士の数等を勘案して次のいずれかの判定の方法（以下「判定方法」という。）を選択する。この場合において、第3号に掲げる方法は、職員の判定士を中心とした判定が行えるときに限り選択するものとする。

(1) 建築物の所有者の要請に応じて立入り調査を含む判定

(2) 外観調査を中心とした判定

(3) 立入り調査を中心とした判定

3 判定実施本部長は、前項の規定による選択をした上で、次の内容からなる判定実施計画を策定する。

(1) 判定方法

(2) 判定実施区域及び優先順位

(3) 対象となる建築物の用途及び規模

(4) 判定実施期間

(5) 必要判定士数

(6) 応援判定士数

(7) 判定コーディネーター数

(8) 次の資機材（以下「判定資機材」という。）

ア 全国応急危険度判定協議会で定める判定調査票（以下「判定調査票」という。）

イ 全国応急危険度判定協議会で定める判定ステッカー（以下「判定ステッカー」という。）

ウ 判定実施区域全体の地図及び各担当の判定実施区域の地図

エ 携帯電話等の連絡用機材

オ カメラ等の記録用機材

カ 判定士の腕章

キ ガムテープ

ク バインダー

4 判定実施本部長は、判定実施計画を策定したときは、速やかに前項第5号及び第6号の判定士数並びに同項第7号の判定コーディネーター数に対応できるような名簿を作成しなければならない。

5 第3項第7号の判定コーディネーター数は、同項第5号の必要判定士数の100分の1以上となるようにするものとする。

(判定コーディネーターの任命)

第10条 災害対策本部長は、前条第4項の名簿に基づき、都市計画課職員及び判定士のうちから必要な者を判定コーディネーターに任命するものとする。

(判定の準備)

第11条 判定コーディネーターは、判定実施計画に基づき判定実施日の前日までに、判定資機材及び

判定士の判定実施区域までの移動手段、食料、宿泊場所の確保等の準備を行うものとする。

(判定士の受付)

第12条 判定コーディネーターは、第4条第1項の規定により作成された連絡網により判定士に連絡を行い、判定への参集を要請するものとする。この場合において、判定コーディネーターは、判定資機材の持参も、併せて要請することができる。

2 判定コーディネーターは、第9条第4項の名簿をもとに、参集した判定士について、判定活動可能日数及び判定士の所持品の確認を行い、必要事項を受付台帳（様式）に記載することにより受付を行う。

(判定実施チーム及び班の編成)

第13条 各判定コーディネーターは協力して、参集した判定士を判定実施計画及び受付台帳に基づき、100名以内ごとのグループに振り分けるものとする。

2 判定コーディネーターは、判定実施計画及び受付台帳により、次の事項を勘案して、前項のグループごとに、すべての判定士について原則2人で構成されるチームを編成する。

- (1) 活動可能日
- (2) 年齢
- (3) 判定実施区域に関する知識
- (4) 判定経験の有無
- (5) 建築士の免許の種類及び専門分野
- (6) 判定士の申出等

3 判定コーディネーターは、チームの特性、判定地域、判定建物等の特性を考慮し最大10チームで構成する班を編成し、班ごとに班長及び副班長を任命する。

4 班長は、班を統括する。班長に事故があり、又は欠けた場合は、副班長がその職務を代理する。

5 判定コーディネーターは、判定実施計画等の変更により現状のチーム編成では支障が生じる場合は、速やかにチームの再編成を行う。

6 班長は、所属する班に属するチームの状況を常に把握し、現状のチーム編成が判定活動に支障を及ぼすと判断される場合は、判定コーディネーターに再編成を具申するものとする。

(判定資機材等の配布)

第14条 判定コーディネーターは、必要に応じて以下の判定資機材及び次に掲げるものを班長及び副班長を通して各判定チームに配布するものとする。

- (1) 建築関係データ
- (2) 避難所の位置、火災発生地区、避難者への情報等の被災地情報
- (3) 判定実施保留区域情報
- (4) 食料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる物資

(判定作業の説明)

第15条 判定コーディネーターは、班長及び副班長に対して次の事項を説明する。

- (1) 担当の判定実施区域
- (2) 判定方法
- (3) 避難所の位置、火災発生地区、避難者への情報等の被災地情報
- (4) 気温、風速及び降雨の気象状況
- (5) 余震の震度及び頻度の情報
- (6) 出発時間、担当の判定実施区域への移動手段、集合時間及び集合場所
- (7) 定時の連絡方法
- (8) 新聞社等の情報伝達機関との対応方法

(判定の実施)

第16条 判定は、前条の規定による指示により、班長が各判定士に内容を伝え、判定士が実施する。

2 判定士は、判定作業に従事するときは判定士登録証を必ず携行するとともに、腕章等により判定

士として識別できるようにする。

3 判定は、チームで行う。

4 判定結果は、建築物ごとに判定調査票に記録し、当該建築物の出入口等見やすい場所に危険度に応じて「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼付する。この場合において、判定ステッカーには必要に応じ、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明等を付記することとする。

5 判定士は、判定作業中及び移動中は、チームで周辺の状況に注意を払い、危険な場所に近づかない等無理な活動は行わないものとする。

6 判定士は、緊急事態、判定における疑問等があったときは、班長を通じ携帯無線等で実施本部と連絡を行い、判定コーディネーターの指示を仰ぐものとする。

(判定の報告)

第17条 判定士は、判定作業終了後、判定実施本部に戻り、班長に判定結果、自己の健康状態等の報告を行う。この場合において、判定結果の中で特に注意を必要とする建築物については、その旨を併せて報告する。

2 班長は、各判定士から判定結果等の報告を受け次第、集計を行い、判定コーディネーターに報告する。この場合において、判定結果の中で特に注意を要すると報告された被災建築物等については、必要な措置について具申する。

(判定士の宿泊)

第18条 判定士は、原則として判定コーディネーターが準備した宿泊施設に宿泊する。ただし、地元判定士は、翌日の判定活動について判定コーディネーターの指示を受け、自宅に戻ることができる。

(住民に対する対応)

第19条 判定士は、判定を迅速かつ誠実に行い、被災地の住民に対し誠意を持って対応する。

2 判定士は、判定に対する住民等の理解を得るため判定実施本部等で準備した判定のパンフレットを持参し、必要に応じて配布する。

3 判定士は、判定中に、当該建築物の所有者等が当該建築物の中又は近傍にいる場合は、その場で判定結果を知らせることとし、判定についての質問等があった場合には、適切に回答するものとする。

4 判定士は、現地で判定以外の業務を求められたときは、丁重に断り、速やかにその場を離れるものとする。

5 判定士は、判定作業中に、建築物所有者等とトラブルとなったときは、判定ステッカーは貼らずに判定調査票にその旨の記録を残すものとする。

6 判定士は、外国人等で日本語の通じない居住者等に対しては、予め英語等で記載したステッカー及び判定結果説明書を用意し、手渡すものとする。

(判定活動における補償)

第20条 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士補償制度運用要領（平成10年5月11日施行）に基づく補償制度を適用するものとする。

(国等への派遣)

第21条 市長は、国又は他の地方公共団体から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

(補則)

第22条 市長は、この要綱に定めるもののほか判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第113号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

【資料】第2. 19「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」(P216)

埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定（以下、「判定」という。）業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認める者（別表参照）の代表者が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下、「関連団体」という。）等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 市町村長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下、「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

(1) 判定の実施

(2) 判定実施の決定

(3) 判定実施本部の設置

(4) 判定の実施に関する県との連絡調整等

(5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下、「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等

(7) 県に対する支援要請

(8) 判定の方法

(9) 判定結果の表示

(10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(11) 判定用資機材の調達、備蓄

(12) その他必要な事項

2 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

3 知事は、市町村長からの要請に対する的確な支援が行えるよう、市町村長があらかじめ計画した事項についてとりまとめておくものとする。

4 県は、関連団体と協力して、応急危険度判定士等の養成及び登録を行うものとする。

5 県は、市町村及び関連団体と協力して、所定の判定用資機材を備蓄しておくものとする。

第4 判定の実施

1 市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがある

と判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 市町村長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数と応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 県は、震度5弱以上の地震が発生したときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。
- 4 知事は、市町村長から判定の実施に伴い支援の要請のあったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものものとする。

第5 判定の実施に関する県と市町村間の連絡調整等

- 1 市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県都市整備部建築安全課長に速やかに連絡するものとする。
- 2 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

第6 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

- 1 県及び市町村は、関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第8 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- 2 知事は、他都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。
- 3 知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

第9 関連団体の協力

- 1 関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力を行うものとする。
- 2 関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第10 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。
- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第11 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

- 1 県及び市町村は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。
- 2 県及び市町村は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達

県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村に代わってこれを調達するものとする。

第13 判定活動等における補償

県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第14 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 県、市町村及び関連団体は、自ら設立した彩の国既存建築物地震対策協議会等を通じて、市町村要綱等について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用を図れるよう努めるものとする。
- 3 彩の国既存建築物地震対策協議会は、この要綱の目的を達成するため、県、市町村及び関連団体間の必要な連絡調整に努めるものとする。
- 4 県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団体名	代表者名	認めた日
(一社)マンション管理業協会	会長	平成16年7月1日

附 則

略

【資料】第2. 20「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」(P216)

埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。
- (3) 「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (4) 「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。
- (6) 「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

第3条 知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
- 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
- 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
- 5 知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。

- 2 市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
- 3 市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。
- 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- 6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

第8条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

略

【資料】第2. 21「応急仮設住宅設置要領（埼玉県）」(P256)

応急仮設住宅設置要領

1 目的

災害により住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を確保することのできない者に建設し供与することにより、一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に収容できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (2) 自らの資力では、住宅を得ることのできない者

3 規模及び費用

1戸当りの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書（様式1）に応急仮設住宅に収容を要する者の名簿（様式2）を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届（様式3）に工事請負契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届（様式4）を知事に提出し、検査を受けること。

5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

- (1) 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有権者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

7 入居者の決定

- (1) 市町村長は、必要に応じて市町村関係職員、議会議員、町内会長、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて入居を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は入居者を決定して、市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第入居手続きを進めること。

8 供与

- (1) 供与期間は、完成の日から2年以内とすること。
- (2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。
- (3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

9 維持管理

- (1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理すること。
- (2) 供与期間中に入居者が退去した場合は、その旨知事に報告しその指示を受けること。

10 指導監督

(1) 設置については、知事が行うこと。

(2) 工事については知事が行うこと。

11 繰替支弁金の支払い

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書（様式5）2部を知事に提出すること。

ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

12 書類の提出

町村にあつては、知事へ提出すること。

様式 （略）

【資料】第2. 22「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例」(P283)

吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月13日
条例第30号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する災害により死亡した市民（以下「死亡者」という。）の遺族の範囲は、法第3条第2項に定める遺族の範囲とする。

2 死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれかがある場合は、次に掲げるところにより定めた順位により最も上位となった者に災害弔慰金を支給するものとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、主として死亡者により生計を維持していた遺族を上位とし、その他の遺族を下位とすること。
- (2) 前号の規定により同順位となった者については、次のアを最も上位とし、以下アにより近いものを上位として順位を定めること。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 父母に養父母と実父母の別があるときは、養父母を上位とし、実父母を下位とすること。

(4) 祖父母において父母に養父母と実父母の別があるときは、養父母の父母を上位とし、実父母の父母を下位とすること。

(5) 祖父母において父母の父母に養父母と実父母の別があるときは、父母の養父母を上位とし、実父母を下位とすること。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により災害弔慰金を支給すべき者が遠隔地にある場合等、当該支給すべき者に災害弔慰金を支給し難い事由があるときは、市長は、当該支給すべき者の次に上位となった者に災害弔慰金を支給することができる。当該次に上位となった者にも災害弔慰金を

支給し難い事由があるときは、当該次に上位となった者の次に上位となった者に支給することができるものとし、以下この例による。

4 市長は、前2項の規定により災害弔慰金を支給すべき者又は死亡者に配偶者、子、父母、孫及び祖父母のいずれもない場合において法第3条第2項に規定する死亡者の兄弟姉妹(次項において「死亡者の兄弟姉妹」という。)が2人以上あるときは、適当と認める者1人に災害弔慰金を支給するものとする。

5 前項の規定により支給された災害弔慰金は、当該災害弔慰金の支給を受けた者と第2項の規定により定めた順位が同じである者又は死亡者の兄弟姉妹全員に対し支給されたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の

種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 3,500,000円
- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

略

【資料】第2. 23「吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」(P283)

吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和57年12月11日
規則第20号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、吉川市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年吉川町条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第8条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第11条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷、又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人に関する事項

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。
- (違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。
- (償還免除)
- 第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免

除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

略

様 式

略

【資料】第2. 24「住宅復興資金」(P290)

□災害復興住宅融資(建設資金融資)

(独立行政法人住宅金融支援機構)

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金(基本融資額)1,460万円以下 ② 建設資金(特例加算額)450万円以下 ③ 土地取得資金(基本融資額)970万円以下 ④ 整地資金(基本融資額)390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造(耐久性)35年以内 木造(一般)25年以内 ※通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。(ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

出典) 埼玉県地域防災計画

□災害復興住宅融資(補修資金融資)

(独立行政法人住宅金融支援機構)

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」(罹災の程度は問わない)を交付されている者。また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 ※通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。(ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。)

出典) 埼玉県地域防災計画

【資料】第2. 25「被災農林漁業関係者への融資制度」(P293)

□天災融資法に基づく資金融資

貸付相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

出典) 埼玉県地域防災計画

□埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	市長の被害認定を受けたもの

出典) 埼玉県地域防災計画

□農業災害補償

支払の相手	農業保険法に基づく共済加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稻、陸稻、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

出典) 埼玉県地域防災計画

【資料】第2. 26「被災中小企業への融資制度」(P294)

□経営安定資金（災害復旧関連）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること	
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）	
融資条件	使途	整備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利率	大臣指定等貸付 年 1.0%以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 1.1%以内（令和 2 年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 措置期間 2 年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

出典) 埼玉県地域防災計画

令和4年10月24日
埼玉県知事決裁

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

1 趣旨

災害時における安否不明者等の氏名等の公表は、救出・救助活動等の効率化、円滑化につながることから、国による統一指針が示されるまでの間に県内で災害が発生し、県が指名等を公表する場合の基本的事項を整理するもの。(令和4年10月24日付けで公表方針は策定)

2 定義

災害	災害対策基本法第2条第1号に定めるもの
安否不明者	当人と連絡が取れず安否が不明で行方不明者となる疑いのある者
行方不明者	災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
死者	災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者

3 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

4 公表基準

「氏名等の公表が救出・救助活動等の効率化、円滑化に資する場合」、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断する。

区分	救出・救助活動等の効率化・円滑化	住民基本台帳の閲覧制限 ※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
安否不明者 行方不明者	○	制限なし	同意 (例外:連絡が取れない場合)※2	公表	人の生命、身体又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認められるため
			不同意	非公表 ※3	本人又は家族の権利利益を侵害する恐れがあるため
死者	△	制限なし	同意	公表	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
			不同意	非公表 ※3	本人又は遺族の権利利益を侵害する恐れがあるため
		制限あり			

1

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 家族等の同意を原則とするが、救出・救助活動等の効率化、円滑化の観点から知事が必要と判断した場合は、家族等の同意を必須とせずに公表する場合もある。

※3 非公表であっても、「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

5 公表内容

氏名(フリガナ含む)、住所(大字まで)、年代

注1) 上記は全て住民基本台帳記載事項とする。

注2) 可能な範囲において年齢を公表する場合もある。

6 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標(目安)とする。

7 公表に係る役割分担

県	対象者の氏名等の公表、公表内容に係る報道対応、市町村並びに警察・消防機関との調整、情報共有 等
市町村	安否不明者(行方不明者)のリスト作成、住民基本台帳の閲覧制限の確認、家族等への同意確認、県並びに警察・消防機関との情報共有、(対象者の氏名等の公表) 等
警察・消防機関	県・市町村との情報共有 等

8 その他

- (1) 公表に当たっては、関係市町村の意向、県警察本部との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて個別に判断の上、対応する。
- (2) 本方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。
- (3) 災害対策基本法第86条15に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

【資料】第3. 1「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」(P341、P420)

□要配慮者利用施設一覧表(1/4)

(令和6年1月1日現在)

種別	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
病院	吉川中央総合病院	平沼 111	982-8311	981-2062
病院	中村病院	鍋小路 81-1	982-3011	982-7602
診療所	磯久クリニック	関 226-1	984-2211	984-2212
診療所	大久保クリニック	平沼 1649	982-7360	982-7395
障害者通所施設	社会福祉法人葎の里 吉川フレンドパーク	中井 3-177-2	981-8833	981-8855
障害者通所施設	社会福祉法人彩凜会 障がい福祉総合支援セ ンターなまずの里	川藤 14-1	999-6853	999-6453
障害者通所施設	一般社団法人カルミア あいりす	高久 2-7-3	984-3205	984-3206
障害者通所施設	ヒューマンティーマシスト	高富 2-6-5	971-9113	971-9114
障害者通所施設	よりみち	川野 75-2	972-6922	972-6923
障害者通所施設	トレパニア	中曽根 2-6-11	984-7338	473-6771
障害者通所施設	デイズ	中曽根 2-13-9	984-7114	984-7115
障害者通所施設	はなみずき学園吉川校	高久 1-31-13	954-7797	954-7793
障害者通所施設	Good face	保 80-5	972-4693	972-4694
障害者通所施設	NPO 法人あおいはる Teku Teku	高久 1-38-4	973-7358	973-7359
障害者通所施設	ピノピノランド 吉川	吉川 1-2-6 戸張テナントビ ル 1F	961-8416	961-8418
障害者通所施設	自立支援ステーション DEKITA 吉川	木売 2-3-11 グリンヒルビル 4F	984-3833	984-3834
障害者通所施設	運動学習支援教室エポ ックきよみ野教室	きよみ野 2-15-2	940-5031	940-5032
障害者通所施設	GRIP キッズ吉川	木売 2-9-6 BASKIN 1F	971-9309	971-9310
障害者通所施設	吉川市こども発達センター	吉川 2-1-13	983-4800	981-3881
障害者通所施設	コペルプラス吉川教室	中曽根 2-2-32	940-6974	940-6975
障害者通所施設	ハッピーテラス吉川教室	保 1-37-13 平成ビル 2 階	940-1685	940-1685
障害者通所施設	KANADE-カナデー	栄町 1514-1	940-3240	940-8760
障害者通所施設	てくてくSUN	高久 1-26-14	940-3777	940-5168
障害者通所施設	DEKITA²吉川	木売 1-4-11 宏次ビル 4 階	984-3005	984-3006
障害者通所施設	ファンファーレ吉川	きよみ野 3-13-27	972-6531	972-6532
障害者通所施設	ネイスぶらす吉川美南校	美南 5-29-11 エンリッチ 1F	940-7137	940-7237
グループホーム(障がい者)	グループホームそらまめ	吉川 2-33-9 グレイズイツ第一	982-4012	982-4012
グループホーム(障がい者)	グループホーム とうも ろこし	平沼 1-6-10 ツインハウス 吉川	982-4012	982-4012
グループホーム(障がい者)	グループホームおくら	吉川 1-26-3 ビクトリー	982-4012	982-4012
グループホーム(障がい者)	リリーフハウス吉川	保 802-7	981-1502	981-1502
グループホーム(障がい者)	むさしの家きよみ野	きよみ野 2-15-2	940-3015	940-3016
グループホーム(障がい者)	Motto I	きよみ野 3-23-9	090-1606-9731	—
グループホーム(障がい者)	Motto II・III・IV	中野 104-7	090-1606-9731	—
グループホーム(障がい者)	Motto V・VI・VII・VIII	中野 105-1 ヒカリハイツ	090-1606-9731	—
グループホーム(障がい者)	陽～h a r u～	美南 5-7-10	972-6540	972-6542
介護老人福祉施設 通所介護(デイサービ ス) ショートステイ	特別養護老人ホーム 吉川平成園	加藤 187-1	981-8811	981-8810

介護老人福祉施設 通所介護(デイサービス) ショートステイ	特別養護老人ホーム ききょう苑	飯島 274	984-1603	984-1604
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム みなみの苑	中曽根 1559-2	984-0373	984-1373
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ほほえみの家	上内川 448-1	993-1616	991-0708

□要配慮者利用施設一覧表(2/4)

(令和4年1月1日現在)

施設種別	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
介護老人保健施設 通所リハビリ 医療型ショート	ケアリングよしかわ	八子新田 529	983-7711	983-7722
グループホーム	グループホームみんなの 家・吉川きよみ野	きよみ野 2-15-1	984-6870	984-6871
グループホーム	グループホーム なごみ	美南 5-7-10	971-9011	971-9012
グループホーム 通所介護(デイサービス) ショートステイ	ほほえみの家	上内川 444-1	993-1515	991-0708
有料老人ホーム	ツクイ・サンシャイン吉 川	木売 2-11-3	984-5220	984-5221
有料老人ホーム	イリーゼよしかわ	美南 4-18-3	984-0770	984-0772
有料老人ホーム	夢ホームよしかわ	関新田 1-295-1	971-8401	971-8402
サービス付き高齢者 向け住宅	ラフェスタ吉川	平沼 963	961-8401	—
サービス付き高齢者 向け住宅	白桜苑吉川	美南 1-6-3	940-7245	940-7246
サービス付き高齢者 向け住宅 通所介護(デイサービ ス)	医療法人相羽医院 たん ぼぼの家	中央 3-28-2	983-8870	983-8871
サービス付き高齢者 向け住宅	ラフェスタ吉川美南	高久 1-31-9	983-3777	983-3776
サービス付き高齢者 向け住宅	日生オアシス吉川	美南 1-1-3	973-7753	973-7754
サービス付き高齢者 向け住宅 通所介護(デイサービ ス)	エクラシア吉川	中央 3-31-4	050-6865- 6189	940-8275
サービス付き高齢者 向け住宅	みやこホーム	上笹塚 1-13	940-2688	940-2683
軽費老人ホーム	ケアハウス 平成	加藤 187-1	981-8366	981-8766
老人福祉センター	吉川市老人福祉センター	中央 3-50-4	982-7717	982-7721
通所介護(デイサービス)	ケアパートナー吉川	道庭 1-12-12	983-8812	983-6564
通所介護(デイサービス)	デイサービス寿々喜	川藤 3270-1	983-7739	993-7739
通所介護(デイサービス)	リハビリデイ ねむの木	吉川 1-28-1	984-5555	984-5556
通所介護(デイサービス)	ふくしあ 吉川	川野 75-2	984-7192	984-7193
通所介護(デイサービス)	吉川リハビリセンター	道庭 1-4-12	984-1700	984-1701
通所介護(デイサービス)	デイサービス くくのゆ	保 866-6	916-1420	947-2940
通所介護(デイサービス)	ツクイ吉川美南	美南 4-5-2	984-0910	984-0920

□要配慮者利用施設一覧表（3/4）

（令和4年1月1日現在）

施設種別	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
通所介護（デイサービス）	リハビリ特化型・自立支援型デイサービス アクティブサポート	平沼143-1	973-7492	973-7493
通所介護（デイサービス）	コンパスウオーク吉川	栄町704	967-5797	967-5798
通所介護（デイサービス）	Marvelous Reha	吉川団地1-6-101	961-8164	961-8165
通所介護（デイサービス）	リハビリデイサービス ONE	きよみ野2-25-1 きよみ野ビル102	940-8717	947-8718
通所介護（デイサービス）	デイサービス花びより	木売588-2	972-4755	972-4765
通所介護（デイサービス）	みやこデイサービス	上笹塚1-14	940-1192	940-1193
通所介護（デイサービス）	デイホーム花咲み	保26-14	940-6193	940-6198
通所介護（デイサービス） ショートステイ	あずみ苑 吉川	保931-1	983-8121	983-8122
通所介護（デイサービス） 認知症対応型通所介護（デイサービス） 看護小規模多機能型居宅介護	吉川いろ彩	須賀246番地	967-5284	967-5286
認知症対応通所介護（デイサービス）	ふくしあの家	川野75-2	983-0305	984-7193
保育所（認可）	吉川市立第1保育所	きよみ野2-22-1	982-0259	982-0259
保育所（認可）	吉川市立第2保育所	木売新田16	982-5300	982-5300
保育所（認可）	コビープリスクールよしかわみなみ	美南4-13-7	940-8464	981-0321
保育所（認可）	育暎保育園	高富2-12-6	981-4574	981-9176
保育所（認可）	青葉保育園	木売新田47	982-4171	982-4170
保育所（認可）	よしかわエンゼル保育園	木売新田423	982-1434	982-2121
保育所（認可）	吉川つばさ保育園	保1-24-1	951-5728	940-9728
保育所（認可）	コビープリスクールよしかわステーション	木売1-8-3	971-7361	981-2711
保育所（認可）	かほ保育園	美南4-2-3	984-2501	984-2501
保育所（認可）	きらり美南保育園	美南4-26-32	971-9997	971-9998
保育所（認可）	吉川美南ちとせ保育園	美南5-12-4	981-2870	981-2871
保育所（認可）	つつじ保育園	美南2-23-1	983-7772	983-7771
保育所（認可）	よしかわ杜の保育園	中央1-9-24	982-1090	982-1091
保育所（認可）	よしかわフラワー保育園	吉川団地5-16	982-1212	982-1212
認定こども園（認可）	吉川さくらの森	保1-21-7	984-5505	984-5505
小規模保育事業所（認可）	こぐま保育園	木売1-9-8	981-1622	984-7228
小規模保育事業所（認可）	こぐま保育園マミー	保1-4-12	973-7001	984-7228
小規模保育事業所（認可）	ふえありい保育園吉川園	吉川1-8-9	984-1530	984-1531

□要配慮者利用施設一覧表（4／4）

（令和4年1月1日現在）

施設種別	施設名称	所在地	電話番号	FAX 番号
小規模保育事業所 (認可)	ナーサリールームつばさ	保 1-8-3 ヤマノベ第八ビル 1F	972-5568	940-9728
小規模保育事業所 (認可)	hoiku 縁	美南 4-1-1	983-0678	983-0678
小規模保育事業所 (認可)	おひさま保育園	吉川 1-14-13	981-4776	981-4776
小規模保育事業所 (認可)	ふえありい保育園吉川美 南園	高富 1-5-2 パレス K1 階	971-5832	971-5935
保育所(認可外)	八島家庭保育室	保 1-36-5	982-1467	982-1467
保育所(認可外)	こぐま保育園フレンズ	木売 1-9-4	981-1622	981-1622
保育所(認可外)	リトルベアー保育園	木売 2-7-9	971-8642	984-7228
保育所(認可外)	カトレア保育園	木売 2-19-12 アズコム吉川 102	982-7771	982-7771
幼稚園	吉川あさひ幼稚園	上内川 888-2	991-3332	991-7620
幼稚園	茂幼稚園	中央 2-34-3	981-4594	982-7069
幼稚園	ワカマツ幼稚園	鹿見塚 131-2	982-1129	982-5955
幼稚園	越谷保育専門学校附属 吉川幼稚園	保 780-13	981-0612	981-0619
幼稚園	吉川ムサシノ幼稚園	美南 5-25-1	982-6345	982-6390
小学校	吉川小学校	平沼 73	982-2420	982-2363
小学校	旭小学校	南広島 1940	991-2156	993-0236
小学校	関小学校	吉川団地 1-10	982-6247	984-5272
小学校	栄小学校	中央 3-26-1	982-3771	984-5274
小学校	北谷小学校	高富 857	982-5158	984-5273
小学校	中曽根小学校	中曽根 2-4	982-3051	982-3089
小学校	美南小学校	美南 4-17-3	984-3730	983-5268
小学校	三輪野江小学校	加藤 641	982-2330	984-5271
中学校	中央中学校	中央 2-21-1	982-0241	982-0236
中学校	南中学校	保 672	982-1066	982-1469
中学校	吉川中学校	美南 5-17-1	984-7565	984-7340
中学校	東中学校	上笹塚 3-104-1	982-0244	982-0258
高等学校	吉川美南高等学校	高久 600	982-3308	984-1180

注) 要配慮者利用施設は、随時、把握に努め、更新するものとする。

【資料】第3.2「本市に係る河川の重要水防箇所」(P426)

口本市に係る重要水防箇所（江戸川右岸（国土交通省管理区間）：1／4）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	料杭位置(K, m)			
江 89	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	北葛飾郡松 伏町 大字金杉	39.0k 上 217m 39.0k	217.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 H30野田橋下流地区基盤整 備外工事(R2.3) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江 90	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	吉川市大字 上内川	39.0k 38.5k 上 298m	256.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 H30野田橋下流地区基盤整 備外工事(R2.3) 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江 91	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	吉川市大字 上内川	38.5k 上 298m 38.5k 上 111m	187.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江 92	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 上内川	38.5k 上 111m 38.0k 上 261m	297.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工
江 93	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	吉川市大字 上内川	38.0k 上 261m 37.5k 上 301m	348.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 H29野田橋下流地区堤防整備 工事(H31.2)	積み土嚢 シート張工
江 94	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水)	B	右	吉川市大字 上内川	37.5k 上 301m 37.5k 上 249m	52.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江 95	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 上内川	37.5k 上 249m 37.5k 上 240m	9.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工
江 96	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	吉川市大字 上内川	37.5k 上 240m 37.0k 上 417m	258.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R1江戸川右岸下内川地区堤 防整備外工事(R2.3) R2江戸川右岸下内川 地先堤防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工
江 97	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	吉川市大字 下内川	37.0k 上 417m 37.0k 上 220m	197.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R1江戸川右岸下内川地区堤 防整備外工事(R2.3) R2江戸川右岸下内川地先堤防整備他工事 (R3.6)	積み土嚢 シート張工

〇本市に係る重要水防箇所（江戸川右岸（国土交通省管理区間）：2／4）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される 水防工法
江98	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	吉川市大字 下内川	37.0k 上220m 36.5k 上233m	416.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸下内川地先堤 防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工
江99	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 下内川	36.5k 上233m 36.5k 上214m	19.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工
江100	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	吉川市大字 下内川	36.5k 上214m 36.5k 上161m	53.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江101	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 新堤防	B 要注	右	吉川市大字 下内川	36.5k 上161m 36.0k 上94m	546.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 H29 下内川堤防整備工事（H31.3）	積み土嚢 シート張工
江102	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	吉川市大字 下内川	36.0k 上94m 35.5k 上370m	321.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江103	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	吉川市大字 八子新田	35.5k 上370m 35.5k 上369m	1.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江104	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B B 要注	右	吉川市大字 八子新田	35.5k 上369m 35.5k 上52m	317.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸下内川地先堤 防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江105	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	堤体漏水 基礎地盤漏水 新堤防	B B 要注	右	吉川市大字 八子新田	35.5k 上52m 35.0k 上451m	85.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 築堤後3年未満 R2江戸川右岸下内川地先堤 防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工
江106	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	工作物	B	右	吉川市大字 八子新田	35.0k 上459m	1箇所	玉葉橋	
江107	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡 新堤防	B B 要注 要注	右	吉川市大字 鍋小路	35.0k 上451m 35.0k 上438m	13.0	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防 築堤後3年未満 R2江戸川右岸下内川地先堤防整備他工事(R3.6)	シート張工 月の輪工

□本市に係る重要水防箇所（江戸川右岸（国土交通省管理区間）：3／4）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置(K, m)			
江 108	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡 新堤防	B B B 要注 要注	右	吉川市大字 鍋小路	35.0k 上 438m 35.0k 上 369m	69.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防 築堤後3年未満 R2江戸川右岸下内川地先堤防整備他工事(R3.6)	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江 109	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	右	吉川市大字 鍋小路	35.0k 上 369m 35.0k 上 242m	127.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江 110	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	吉川市大字 鍋小路	35.0k 上 242m 35.0k 上 228m	14.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江 111	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 深井新田	35.0k 上 228m 35.0k 上 150m	78.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 月の輪工
江 112	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水)	B	右	吉川市大字 深井新田	35.0k 上 150m 33.5k	1649.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江 113	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水)	B	右	吉川市大字 平方新田	33.5k 33.0k 上 342m	150.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江 114	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 堤体漏水	B B	右	吉川市大字 平方新田	33.0k 上 342m 33.0k 上 290m	52.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張工
江 115	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	吉川市大字 平方新田	33.0k 上 290m 33.0k 上 170m	120.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 旧川跡の堤防	積み土嚢 シート張工 月の輪工
江 116	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	右	吉川市大字 平方新田	33.0k 上 170m 33.0k 上 5m	165.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
江 117	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	右	吉川市大字 吉屋	33.0k 上 5m 33.0k	5.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
江 118	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水)	B	右	吉川市大字 吉屋	33.0k 32.5k 上 150m	304.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江 119	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 新堤防	B 要注	右	吉川市大字 吉屋	32.5k 上 150m 32.0k 上 236m	396.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 H29 下内川堤防整備工事 (H31.3)	積み土嚢 シート張工
江 120	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水 (溢水) 新堤防	B 要注	右	吉川市大字 加藤	32.0k 上 236m 32.0k 上 150m	86.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 築堤後3年未満 H29 下内川堤防整備工事 (H31.3)	積み土嚢 シート張工

□本市に係る重要水防箇所（江戸川右岸（国土交通省管理区間）：4／4）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	料杭位置(K, m)			
江 121	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水)	B	右	吉川市大字 加藤	32.0k 上 150m 30.5k 上 236m	1467.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江 122	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水)	B	右	吉川市大字 三輪野江	30.5k 上 236m 30.0k	651.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
江 123	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	工作物	B	右	吉川市大字 三輪野江	30.5k 上 203m	1箇所	常磐自動車道江戸川橋梁（下り）	
江 124	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	工作物	B	右	吉川市大字 三輪野江	30.5k 上 187m	1箇所	常磐自動車道江戸川橋梁（上り）	
江 125	国土交通省 越谷県土	江戸川水防 事務組合	江戸川	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	右	吉川市大字 三輪野江	30.0k 29.5k 上 44m	395.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工

出典) 令和3年度埼玉県水防計画

□本市に係る重要水防箇所（中川右岸（国土交通省管理区間））

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	杓杭位置(K,m)			
中5	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 旧川跡	A 要注	右	吉川市大字 川藤	32.5k 上 374m 32.5k 上 323m	51	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 旧川跡の堤防	積み土嚢 月の輪工
中6	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	吉川市大字 川藤	32.5k 上 323m 32.0k 上 464m	347	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中7	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	越水(溢水)	B	右	吉川市大字 須賀	32.0k 上 464m 32.0k 上 415m	49	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未滿(流下能力不足)	積み土嚢
中8	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 工作物	A	右	吉川市大字 須賀	32.0k 上 423m	1箇所	新川橋	
中9	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	吉川市大字 須賀	32.0k 上 415m 32.0k 上 83m	332	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中10	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	吉川市大字 川野	32.0k 上 83m 31.5k 上 328m	224	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中11	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	吉川市大字 川野	31.5k 上 328m 31.5k 上 305m	23	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未滿)	積み土嚢
中12	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	右	吉川市大字 川野	31.5k 上 305m 31.5k 上 277m	28	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢

出典) 令和3年度埼玉県水防計画

□本市に係る重要水防箇所（中川左岸（国土交通省管理区間）：1／2）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置(K, m)			
中6	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 川藤	33.0k 上120m 32.5k 上223m	393	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中7	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 川藤	32.5k 上223m 32.5k 上124m	99	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
中8	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 川藤	32.5k 上124m 32.5k 上99m	25	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中9	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 川藤	32.5k 上99m 32.5k	99	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
中10	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 川藤	32.5k 32.0k 上352m	151	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中11	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 工作物	A	左	吉川市大字 川藤	32.0k 上423m	1箇所	新川橋	
中12	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 川藤	32.0k 上352m 32.0k 上294m	58	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満)	積み土嚢
中13	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市大字 川藤	32.0k 上294m 31.0k 上74m	1222	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中14	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市大字 川藤	31.0k 上74m 31.0k 上49m	25	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中15	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市大字 吉川	31.0k 上49m 31.0k 上48m	1	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中16	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 吉川	31.0k 上48m 30.5k 上239m	288	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中17	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 工作物	A	左	吉川市大字 平沼	30.5k 上255m	1箇所	吉川橋(架替中)	
中18	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 平沼	30.5k 上239m 30.0k 上223m	511	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中19	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 工作物	A	左	吉川市大字 平沼	30.5k 上225m	1箇所	吉川橋(仮橋)	
中20	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 保	30.0k 上223m 29.5k 上258m	482	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢

□本市に係る重要水防箇所（中川左岸（国土交通省管理区間）：2／2）

番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定される 水防工法
中21	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	工作物	B	左	吉川市大字 保	30.0k 上 205m	1箇所	吉越橋	
中22	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	越水(溢水)	B	左	吉川市大字 保	29.5k 上 258m 29.5k 上 233m	25	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢
中23	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市大字 保	29.5k 上 233m 29.5k	233	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中24	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水)	A	左	吉川市 木売2丁目	29.5k 29.0k 上 479m	30	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足)	積み土嚢
中25	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市 木売2丁目	29.0k 上 479m 29.0k 上 458m	21	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中26	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市 木売2丁目	29.0k 上 458m 29.0k 上 255m	203	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中27	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市 高富1丁目	29.0k 上 255m 29.0k 上 254m	1	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし シート張工
中28	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市 高富1丁目	29.0k 上 254m 29.0k 上 229m	25	計算水位が現況堤防高以上(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし シート張工
中29	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市 高富1丁目	29.0k 上 229m 28.5k	723	危険箇所(越水)(氾濫ブロック毎) 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし シート張工
中30	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水	A B	左	吉川市高久 1丁目	28.5k 28.0k 上 425m	47	計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中31	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	吉川市高久 1丁目	28.0k 上 425m 28.0k 上 421m	4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 築きまわし
中32	国土交通省 越谷県土	吉川市	中川	越水(溢水)	B	左	吉川市高久 1丁目	28.0k 上 421m 27.5k 上 314m	614	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足)	積み土嚢

出典) 令和3年度埼玉県水防計画

□本市に係る重要水防箇所（中川・新方川・大場川（県管理区間））

番号	補助 番号	河川管理者 県土整備事務所	水防 管理団体	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	想定され る 水防工法
					種別	階級		地先名	杵杭位置(K,m)			
中県4 ～5		埼玉県 越谷県土	春日部市 松伏町	中川	堤防高	B	左	春日部市永沼 松伏町下赤岩	43.8 33.7	10,000	堤防余裕高不足	積み土嚢
大場1		埼玉県 越谷県土	吉川市 三郷市	大場川	堤防高	B	左	吉川市平沼 三郷市半田	16.8 12.0	4,800	堤防余裕高不足	積み土嚢
大場2		埼玉県 越谷県土	吉川市 三郷市	大場川	堤防高	B	右	吉川市平沼 三郷市半田	16.8 12.0	4,800	堤防余裕高不足	積み土嚢

出典) 令和3年度埼玉県水防計画

【資料】第4. 1「藤田スケール（Fスケール）」(P470)

竜巻などの激しい突風をもたらす現象は水平規模が小さく、既存の風速計から風速の実測値を得ることは困難です。このため、1971年にシカゴ大学の藤田哲也博士により、竜巻やダウンバーストなどの突風により発生した被害の状況から風速を大まかに推定する藤田スケール(Fスケール)が考案されました。

被害が大きいほどFの値が大きく、風速が大きかったことを示します。日本ではこれまでF4以上の竜巻は観測されていません。

藤田スケール	風速	被害の状況
F0	17～32 m/s (約 15 秒間の平均)	テレビのアンテナなどの弱い構造物が倒れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れるかもしれない。
F1	33～49 m/s (約 10 秒間の平均)	屋根瓦が飛び、ガラス窓が割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木は幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
F2	50～69 m/s (約 7 秒間の平均)	住家の屋根がはぎとられ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られる。自動車が道から吹き飛ばされ、汽車が脱線することがある。
F3	70～92 m/s (約 5 秒間の平均)	壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨づくりでもつぶれる。汽車は転覆し、自動車はもち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半折れるか倒れるかし、引き抜かれることもある。
F4	93～116 m/s (約 4 秒間の平均)	住家がバラバラになって辺りに飛散し、弱い非住家は跡形なく吹き飛ばされてしまう。鉄骨づくりでもペシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。1トン以上ある物体が降ってきて、危険この上もない。
F5	117～142 m/s (約 3 秒間の平均)	住家は跡形もなく吹き飛ばされるし、立木の皮がはぎとられてしまったりする。自動車、列車などがもち上げられて飛行し、とんでもないところまで飛ばされる。数トンもある物体がどこからともなく降ってくる。

出典) 気象庁ホームページ

また、気象庁では、藤田スケールを改良し、より精度良く突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田スケール（JEFスケール）」を平成27年12月に策定し、平成28年4月より突風調査に使用しています。

突風による被害の状況を、被害指標（何が）と被害度（どうなった）に当てはめることにより、従来の藤田スケールに比べ、風速を絞り込んで評定することができます。

階級	風速	被害の状況
JEF0	25～38 m/s (3 秒平均)	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材（ビニルなど）がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋なし）の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝（直径2cm～8cm）が折れたり、広葉樹（腐朽有り）の幹が折損する。
JEF1	39～52 m/s (3 秒平均)	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車（コンパクトカー）が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋あり）が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53～66 m/s (3 秒平均)	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67～80 m/s (3 秒平均)	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81～94 m/s (3 秒平均)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JEF5	95 m/s～ (3 秒平均)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

出典) 気象庁ホームページ

【資料】第4. 2「竜巻注意情報発表時等の具体的な対応例」(P475、P479)

□竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき (積乱雲が近づく兆し) 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき (竜巻接近時の特徴) ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓から離れる。 窓の無い部屋等へ移動する。 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 地下室か最下階へ移動する。 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近くの頑丈な建物に移動する。 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典)「竜巻等突風対策局長級会議」報告(平成24年8月15日) ※気象庁資料をもとに作成

【資料】第4. 3「平成25年埼玉県内竜巻災害の被災者支援（参考）」(P488)

□各市町村の見舞金制度

市町村	支援策	支援の内容
越谷市	①災害見舞金	住家の全壊世帯 : 10万円 半壊世帯 : 5万円
	②竜巻見舞金【新規】	住家の全壊世帯 : 5万円 半壊世帯 : 3万円 一部損壊世帯 : 1万円 ※①と併給可
松伏町	①竜巻被災者見舞金【新規】	住家の全壊世帯 : 5万円 半壊世帯 : 3万円 一部損壊世帯 : 1万円 ※①と併給可
熊谷市	①竜巻災害復旧支援金【新規】	・被災者生活再建支援法の対象外の世帯に対する家屋修理工費補助 住家の半壊世帯 : 20万円 一部損壊世帯 : 10万円
	②災害見舞金	住家の全壊世帯 : 10万円 半壊世帯 : 5万円 一部損壊世帯 : 1万円
	③特別災害見舞金【新規】	非住家の全壊、半壊、一部損壊 : 1万円
行田市	①竜巻災害見舞金【新規】	住家の一部損壊世帯 : 1万円

□義援金

<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県共同募金会が義援金を募集（埼玉県竜巻災害義援金） ・集まった義援金については、県が関係団体と設置する「埼玉県竜巻災害義援金配分委員会」が配分額を決定し、被災者に支給した。
--

□埼玉県と市町村の被災者支援の具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）（1/2）

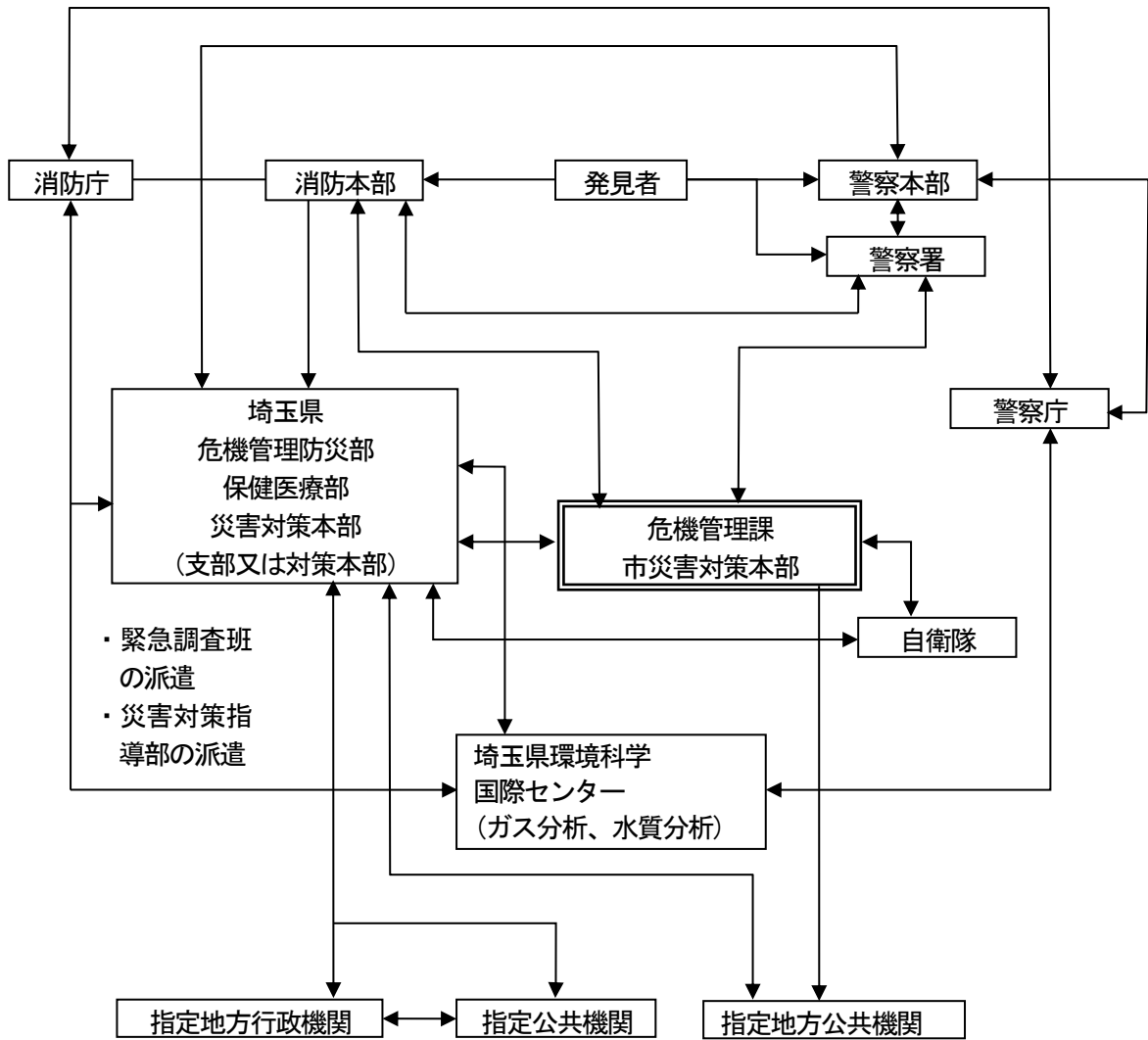
	県・関係機関	市町村
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア支援センターの支援（福祉部） ・被害認定調査に係る応援職員派遣（総務部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（福祉部、県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（危機管理防災部） ・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉県信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市町村社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付（福祉担当課） ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市町村義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給

□埼玉県と市町村の被災者支援の具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）（2/2）

	県・関係機関	市町村
住宅関連	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（(独)住宅金融支援機構）の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（(独)住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免等（県税事務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税、固定資産税の減免等 ・市町村税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復興旧関連）（産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復興貸付（日本政策金融公庫） ・災害復興旧に要する資金の融資（各金融機関） 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報
育児・教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与（教育局） ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）（総務部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等の保育料の減免 ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免
その他支援	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団） 	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）
公共料金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力株） ・電話料等の支払い延長等（NTT株） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社） 	

出典) 埼玉県地域防災計画、埼玉県地域防災計画（資料編）

【資料】第5. 1 「NBC災害による人身被害の連絡通報体制」 (P529)



【資料】第5. 2「特定事象通報基準（輸送時の事故）」(P532)

- 事業所外運搬に使用する容器にあつては、1 m離れた地点で1 0 0 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき
- 事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（L型、I P-1型を除く）からの放射性物質の漏えいがあったとき

【資料】第5. 3「原子力緊急事態宣言発令基準（輸送時の事故）」(P534)

- 火災、爆発等があり、当該運搬容器において、次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき
- 事業所外運搬に使用する容器にあつては、1 m離れた地点で1 0 mSv/h以上の放射線量を検出したとき
- 事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（I P型を除く）から、放射性物質の種類に応じてA 2値等の漏えいがあったとき

【資料】第5. 4「OILと防護措置について」(P536、P537)

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			核種※7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8			
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg			
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg			
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【資料】第5. 5「市で保管している除去土壌の状況一覧」(P539)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の除染後の除去土壌については、環境省の定める「除染関係ガイドライン」に基づき、保管及びモニタリングを行っている。

□市で保管している除去土壌の状況一覧(1/2)

(令和4年3月31日現在)

	施設名	保管場所	保管方法	除去土壌等の数量土壌	放射線防護の遮へい措置の内容
1	つばさ保育園	現場保管	地下保管	4.000m ³	遮へい(覆土)30cm
2	旧・第3保育所	現場保管	地下保管	26.000m ³	遮へい(覆土)30cm
		仮置場	地上保管	6.000m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
3	青葉保育園	現場保管	地下保管	30.000m ³	遮へい(覆土)30cm
4	育暎保育園	現場保管	地下保管	0.040m ³	遮へい(覆土)30cm
5	第二保育所	現場保管	地下保管	0.400m ³	遮へい(覆土)30cm
6	吉川中央緑地	現場保管	地下保管	1.000m ³	遮へい(覆土)30cm
7	加藤児童広場	現場保管	地下保管	34.000m ³	遮へい(覆土)30cm
8	中島児童広場	現場保管	地下保管	6.000m ³	遮へい(覆土)30cm
9	兵庫児童広場	現場保管	地下保管	28.000m ³	遮へい(覆土)30cm
10	道庭緑地	現場保管	地下保管	10.000m ³	遮へい(覆土)30cm
11	美南4丁目公園	現場保管	地下保管	32.000m ³	遮へい(覆土)30cm
12	沼辺公園	現場保管	地下保管	0.700m ³	遮へい(覆土)30cm
13	中曽根公園	仮置場	地上保管	0.340m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
14	なまずの里公園	仮置場	地上保管	0.620m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
15	吉川運動公園	仮置場	地上保管	20.000m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
16	上組中組児童広場	現場保管	地下保管	25.000m ³	遮へい(覆土)30cm
17	美南中央公園	現場保管	地下保管	795.000m ³	遮へい(覆土)30cm
18	きよみ野第3公園	現場保管	地下保管	1.000m ³	遮へい(覆土)30cm
19	三輪野江小学校	現場保管	地下保管	410.000m ³	遮へい(覆土)30cm
20	北谷小学校	現場保管	地下保管	363.000m ³	遮へい(覆土)30cm
21	中央中学校	現場保管	地下保管	359.000m ³	遮へい(覆土)30cm
22	栄小学校	現場保管	地下保管	53.000m ³	遮へい(覆土)30cm
23	南中学校	現場保管	地下保管	289.000m ³	遮へい(覆土)30cm
24	関小学校	現場保管	地下保管	0.680m ³	遮へい(覆土)30cm
25	中曽根小学校	現場保管	地下保管	104.000m ³	遮へい(覆土)30cm
26	東中学校	現場保管	地下保管	50.000m ³	遮へい(覆土)30cm
27	吉川小学校	現場保管	地下保管	0.04 m ³	遮へい(覆土)30cm
28	常磐道側道	仮置場	地上保管	372.000m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
29	三輪野江小学校通学路(加藤)	仮置場	地上保管	12.000m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
30	三輪野江小学校通学路(吉屋)	仮置場	地上保管	16.000m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
31	北谷小学校通学路(中曽根)	仮置場	地上保管	17.000m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
32	県道三郷松伏線	仮置場	地上保管	2.500m ³	遮へい(覆土)30cm 隔離5m以上
合計				3,138.280m ³	

※「仮置場」：吉川市環境センターの最終処分場